林地開発許可申請の手引き

令和８年 11 月

山口県農林水産部森林整備課

目　　次

Ⅰ　森　林　法 …… 1
（開発行為の許可） …… 1
（監督処分） …… 1
（適用除外） …… 2
（罰　　則） …… 2
Ⅱ　森林法施行令 …… 3
（開発行為の規模） …… 3
Ⅲ　森林法施行規則 …… 4
（開発行為の許可の申請） …… 4
（開発行為の許可を要しない事業） …… 4
（適用除外） …… 5
Ⅳ　森林法施行細則 …… 6
（趣　　旨） …… 6
（林地開発許可申請書の添付図書） …… 6
（位置図、区域図及び計画書） …… 6
（許可事項の変更） …… 7
（林地開発許可済標識の掲示） …… 7
（林地開発許可に係る工事の着手届） …… 8
（林地開発許可に係る工事の中止等の届出） …… 8
（林地開発許可に係る工事完了の届出） …… 8
（災害の発生の届出） …… 8
（開発状況の報告） …… 8
（地位の承継） …… 8
（意見の聴取） …… 8
（書類の提出） …… 9
Ⅴ　林地開発許可制度の実施に関する要綱 …… １１
第１　総　則 …… １１
１　趣　旨 …… １１
第２　開発行為の許可対象 …… １１
１　対象となる森林 …… １１
２　対象となる開発行為 …… １１
３　対象となる開発行為の一体性 …… １２
４　対象外の開発行為 …… １２
５　経過措置 …… １３
第３　開発行為の許可基準等 …… １３
１　開発行為の許可基準 …… １３
２　開発行為の許可に係る申請 …… １４
３　開発行為に係る審査及び完了確認 …… １４

第４　許可に付する条件 ・・・

Ⅰ　森　林　法　（抄）

〔昭和２６年６月２６日　法律第２４９号〕

〔最終改正〕令７．５．３０法律第４８号

（開発行為の許可）

第10条の２　地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の２の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　国又は地方公共団体が行う場合

二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

三　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一　当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二　当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二　当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三　当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

３　前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

４　第１項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる。

５　前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

６　都道府県知事は、第１項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（監督処分）

第 10 条の３　都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第１項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第４項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第１項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること

ができる。

２　都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

（適用除外）

第 10 条の４　この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他農林水産省令で定める森林には適用しない。

（罰　則）

第206条　次の各号のいずれかに該当する者は、３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

一　第10条の２第１項の規定に違反し、開発行為をした者

二　第10条の２第１項の許可に付した同条第４項の条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者

三　第10条の３第１項の規定による命令に違反した者

Ⅱ　森 林 法 施 行 令（抄）

〔昭和２６年７月３１日　政令第２７６号〕

〔最終改正〕令４．９．２２　政令第３１３号

（開発行為の規模）

第２条の３　法第10条の２第１項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる規模とする。

１　専ら道路の新設又は改築を目的とする行為　当該行為に係る土地の面積１ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員３メートル

２　太陽光発電設備の設置を目的とする行為　当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール

３　前２号に掲げる行為以外の行為　当該行為に係る土地の面積１ヘクタール

Ⅲ　森林法施行規則（抄）

〔昭和２６年８月１日農林省令第５４号〕

〔最終改正〕令８．３．３０農林水産省令第２３号

（開発行為の許可の申請）

第４条　法第10条の２第１項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一　開発行為に係る森林の位置図及び区域図

二　開発行為に関する計画書

三　開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

四　許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第１条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

五　開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

六　開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

七　前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第５条　法第10条の２第１項第３号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一　鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

二　軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）

四　土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項第１号に規定する土地改良施設及び同項第２号に規定する区画整理

五　放送法（昭和25年法律第132号）第２条第２号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

六　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第３条に規定する漁港施設

七　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する港湾施設

八　港湾法第２章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

九　道路運送法（昭和26年法律第183号）第２条第８項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第３条第１号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第２条第２項に規定する一般貨物自動運送事業（同条第６項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

十　博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館

十一　航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第２条第５項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第13 項に規定するガス工作物（同条第５項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
十三　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業
十四　工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第２条第６項に規定する工業用水道施設
十五　自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第２条第５項に規定する一般自動車ターミナル
十六　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第８号に規定する一般送配電事業、同項第10 号に規定する送電事業又は同項第11号の２に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
十七　都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
十八 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第２条第４項に規定する熱供給施設
十九 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設

（適用除外）

第６条　法第10条の４の農林水産省令で定める森林は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第３条の境内地（同条第二号及び三号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。

２　森林所有者は、その森林につき法第10条の４の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

３　農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。

Ⅳ 森 林 法 施 行 細 則

昭和五十年六月六日
山口県規則第三十七号
改正　昭和五十五年三月　十一日規則第　六号
昭和六十二年三月三十一日規則第　十七号
平成　六年三月三十一日規則第三十七号
平成　十年三月三十一日規則第六十一号
平成　十一年三月　三十日規則第二十五号
平成　十二年三月三十一日規則第　八十号
平成　十三年三月　三十日規則第六十四号
平成　十七年三月二十九日規則第三十四号
平成　十八年三月　十七日規則第二十七号
平成二十五年三月二十二日規則第　二十号
平成　三十年三月　三十日規則第　五十号
令和　元年六月二十八日規則第　二号
令和　三年三月　十六日規則第三十一号
令和　五年三月三十一日規則第　三十号

森林法施行細則をここに公布する。

森林法施行細則

（趣旨）

第一条　この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）の施行について、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）及び森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（林地開発許可申請書の添付図書）

第二条　省令第四条の林地開発許可申請書には、同条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

一　土地の登記事項証明書、売買契約書等開発行為をしようとする森林の土地の権利を有することを証する書類

二　開発行為に係る森林の土地（以下「林地開発区域」という。）の求積図

三　前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

（位置図、区域図及び計画書）

第三条　省令第四条第一号に規定する位置図及び区域図は、次に掲げるとおりとする。

一　位置図　林地開発区域の位置を表示した縮尺五万分の一以上の地形図

二　区域図　林地開発区域の土地の地番及び土地の形状を表示した縮尺五千分の一以上の図面

2　省令第四条第二号に規定する計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　開発行為に係る事業又は施設の名称

二　開発行為をしようとする森林の区域の面積

三　開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
四　開発行為に要する資金の額及びその調達方法
五　開発行為に係る工事の施行工程（仮設の施設を設置する場合には、その工事の施行工程を含む。）
六　切土、盛土又は捨土の工法及びその土量
七　防災施設等（擁壁、堰堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等）の設計根拠（仮設の施設を設置する場合には、その設計根拠を含む。）
八　残置する森林又は緑地の地番及び面積
九　造成する森林又は緑地の地番、面積若しくは植栽樹種及び植栽本数
十〇　残置し、又は造成する森林又は緑地の管理方法
十一　一時的に利用する土地の利用後における回復方法
十二　防災施設等の維持管理の方法（開発行為の完了後の維持管理の方法を含む。）
十三　その他参考となる事項

3　前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一　現況図（地形、林況及び林地開発区域の周辺の人家又は公共施設の位置を表示する図面）
二　流域現況図（流域の地形、土地利用の実態及び河川の状況を表示する図面）
三　利用計画図（切土、盛土、捨土等の行為の形態別の施行区域の位置及び法面の位置、施設又は工作物の位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を表示する図面）
四　法面の断面図（法面の高さ、勾配及び土質並びに工事施行前の地盤面並びに法面の保護の方法を表示する図面）
五　防災施設等設計図（擁壁、堰堤、排水路、導水路、貯水池及び洪水調節池等の構造を表示する図面）

（許可事項の変更）

第四条　法第十条の二の許可（以下「林地開発許可」という。）を受けた者は、当該林地開発許可に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、林地開発許可事項変更許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第三項に規定する場合はこの限りでない。

2　林地開発許可事項変更許可申請書には、省令第四条各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えなければならない。

3　林地開発許可を受けた者は、次に掲げる変更をしようとするときは、林地開発許可事項変更届（別記第二号様式）に省令第四条各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。
一　林地開発区域内の法面、道路、防災施設等の位置又は形状の軽微な変更
二　林地開発許可に係る工事の仕様の変更
三　前二号に掲げるもののほか、知事が軽微であると認める変更

（林地開発許可済標識の掲示）

第五条　林地開発許可を受けた者は、当該林地開発許可に係る工事の期間中、工事場所の見やすい位置に林地開発許可済標識（別記第三号様式）を掲示しておかなければならない。

（林地開発許可に係る工事の着手届）

第六条　林地開発許可を受けた者は、当該林地開発許可に係る工事に着手したときは、工事着手届（別記第四号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（林地開発許可に係る工事の中止等の届出）

第七条　林地開発許可を受けた者は、当該林地開発許可に係る工事を中止しようとするときは、工事中止届（別記第五号様式）により、その工事を廃止しようとするときは、工事廃止届（別記第五号様式）により、その中止した工事を再開しようとするときは、工事再開届（別記第五号様式）により、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（林地開発許可に係る工事完了の届出）

第八条　林地開発許可を受けた者は、当該林地開発許可に係る工事を完了したときは、遅滞なくその旨を工事完了届（別記第四号様式）により知事に届け出なければならない。ただし、林地開発区域を工区に分けた場合において、当該工区ごとに工区工事完了届（別記第四号様式）により知事に届け出たときは、この限りでない。

（災害の発生の届出）

第九条　林地開発許可を受けた者は、当該林地開発許可に係る工事の期間中に、開発行為をしようとする森林の区域において災害が発生したときは、遅滞なくその旨を災害発生届（別記第六号様式）により知事に届け出なければならない。

（開発状況の報告）

第十条　林地開発許可を受けた者は、毎年五月一日現在における当該林地開発許可に係る工事の施行状況を当該月の十五日までに工事施行状況報告書（別記第七号様式）により知事に報告しなければならない。

（地位の承継）

第十一条　林地開発許可を受けた者の相続人その他の承継人又は林地開発許可を受けた者から当該林地開発許可に係る土地の所有権その他当該林地開発許可に係る工事を施行する権原を取得した者は、当該林地開発許可に基づく地位を承継することができる。

２　前項の規定により地位を承継した者は、地位承継届（別記第八号様式）により、その旨を知事に届け出なければならない。

（意見の聴取）

第十二条　法第三十二条第二項（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の意見の聴取（法第三十条の二第一項の告示に係る意見書についてのものに限る。）は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

２　法第三十二条第一項（法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出をした者（以下「意見書提出者」という。）がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、当該代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。

３　議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人に異議の要旨及び理由を

陳述させるものとする。この場合において、議長は、これらの者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、これらの者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。

4　議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述について、その時間を制限することができる。

5　意見書提出者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

6　議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。

7　前二項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。

8　第四項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述し、又は第五項若しくは第六項の規定により発言を許可された者が前項に規定する範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動をしたときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9　議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

　議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。

（書類の提出）

第十三条　法第三章、省令第四条又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類に係る森林の所在地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和五十五年規則第六号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附　則（昭和六十二年規則第十七号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（平成六年規則第三十七号）

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附　則（平成十年規則第六十一号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附　則（平成十一年規則第二十五号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成十二年規則第八十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成十三年規則第六十四号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成十七年規則第三十四号）

この規則は、平成十七年三月二十九日から施行する。

附　則（平成十八年規則第二十七号）

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

附　則（平成二十五年規則第二十号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附　則（平成三十年規則第五十号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（令和元年規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和三年規則第三十一号）

この規則は、令和三年三月十六日から施行する。

附　則（令和五年規則第三十号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

林地開発許可制度の実施に関する要綱

平成１２年　３月３１日制　　定
令和　８年１０月３０日最終改正

第１　総則

１　趣旨

この要綱は、森林法（昭和２６年法律第２４９号。以下「法」という。）第１０条の２及び第１０条の３に規定する事務の取扱いについて、森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号。以下「政令」という。）及び森林法施行規則（昭和２６年農林省令第５４号。以下「省令」という。）並びに山口県森林法施行細則（昭和５０年山口県規則第３７号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、林地開発許可制度の適正かつ円滑な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

第２　開発行為の許可対象（森林法第１０条の２第１項関係事項）

１　対象となる森林

開発行為の許可制の対象となる森林は、法第５条の規定によりたてられた地域森林計画の対象民有林（公有林を含む。）である。ただし、法第２５条又は法第２５条の２の規定により指定された保安林並びに法第４１条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。

２　対象となる開発行為

知事の許可を必要とする開発行為は、法第１０条の２第１項において、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」とされている。

「政令で定める規模」は、政令第２条の３において、「法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨で定められたものである。

【解説】森林法施行令 抜粋（令和４年９月２２日改正、令和５年４月１日施行）
第２条の３　法第１０条の２第１項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。
一　専ら道路の新設又は改築を目的とする行為　当該行為に係る土地の面積１ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員３メートル
二　太陽光発電設備の設置を目的とする行為　当該行為に係る土地の面積０．５ヘクタール
三　前二号に掲げる行為以外の行為　当該行為に係る土地の面積１ヘクタール

（１）同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第１号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

（２）同条第１号の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

（３）同条第１号の「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの０．５メートルの幅の道路の部分をいい、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部

分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

（４）同条第２号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものを含む。

３　対象となる開発行為の一体性

開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。

４　対象外の開発行為

（１）「国又は地方公共団体が行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第１０条の２第１項第１号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成１５年法律第１００号。以下「機構法」という。）附則第１２条第１項第１号又は第２号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７８号）第３条の規定による改正前の機構法第１１条第２項第１号又は第２号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第１０条の２第１項第１号の国又は地方公共団体とみなされる。

（２）「火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第１０条の２第１項第２号）。

これは、いわば緊急避難的な必要性に対応するものとして定められたものである。伐採及び伐採後の造林の届出等の制度及び保安林制度のように事後届出制が定められていないのは、政令で定められた規模を超えて非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、都道府県において当然知り得ると考えられるからであるが、必要な応急措置として行われた後において法第１０条の２第２項各号に該当するような事態の発生をみることのないよう、知事は、森林所有者等に対し、適切な事後措置がとられるよう周知に努める。

（３）「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第１０条の２第１項第３号）。

これに該当する事業は、別表のとおり、省令第５条に定められた事業をいう。

（４）（１）及び（３）の場合であっても法第１０条の２第２項及び第３項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならない。

国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ知事と連絡調整するものとする。

県が開発行為を行うに当たっては、林地開発許可制度の所管部局（農林水産部森林整備課）と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うものとする。

県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ知事と連絡調整をするとともに、それらが事業主体となる事案については、民間事業体の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整を密接に行うものとする。

また、省令第５条の事業を実施しようとするときにあっても、当該事業を実施しようとする者が、

あらかじめ知事と連絡調整をするものとする。

５　経過措置

森林法等の一部を改正する法律（平成３年法律第３８号）の施行前に法第１０条の２第１項の規定によりされた許可の範囲における開発行為は、改正後の法第１０条の２第１項の規定によりされた許可とみなす。

第３　開発行為の許可基準等（森林法第１０条の２第２項及び第３項関係事項）

１　開発行為の許可基準

（１）法第１０条の２第２項において「都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の同条第２項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」こととされているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

具体的には、次のような許可基準が定められている。

ア　「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」（法第１０条の２第２項第１号）

これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が考えられる。

「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、知事は、開発行為の実施地区内における防災措置についても、審査を行うものとする。

イ　「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」（法第１０条の２第２項第１号の２）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ　「当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」（法第１０条の２第２項第２号）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林へ水利用を依存する程度等から水源涵養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源の涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ　「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」（法第１０条の２第２項第３号）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有

無を判断する趣旨である。

（２）法第１０条の２第２項の許可基準の配慮規定として同条第３項において「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」旨規定されている。

これは、開発行為を許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水害の防止、水源の涵養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するに当たっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じてより高度に発揮されることになることに留意すべきであるという趣旨である。

２　開発行為の許可に係る申請

開発行為の許可を受けようとする者は、省令第４条に定める申請書に細則第２条及び第３条に規定する書類及び図面（別記１参照）を添付して、当該開発行為に係る森林の所在地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して提出しなければならない。

３　開発行為に係る審査及び完了確認

（１）知事は、開発行為の許可の申請があった場合には、申請書に添付された書類及び図面を審査するとともに、現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に審査するものとする。

（２）知事は、許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施行中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の施行後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができるものとする。

第４　許可に付する条件（森林法第１０条の２第４項及び第５項関係事項）

法第１０条の２第４項において「第一項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる」こととされているが、その内容は、同条第５項において「森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない」と定められている。

条件として付する事項は具体的事案に即して判断されることとなるが、開発行為の施行中において擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきこと、開発行為を中止し又は廃止する場合に当該開発行為によって損なわれた森林の公益的機能を回復するために必要な措置をとること、本制度の適正な施行を確保するために必要な事項を届け出ること等であり、知事は、許可に当たって具体的かつ明確に付するものとする。

第５　森林審議会及び関係市町長の意見（森林法第１０条の２第６項関係事項）

知事は、開発行為の許可をしようとするときは、森林審議会及び関係市町長の意見を聴かなければならないこととされているが、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。

第６　監督処分（森林法第１０条の３関係事項）

１　法第１０条の３第１項において「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」に、知事は、監督処分を行うことができることとされているが、これは、違反行為に起因して法第１０条の２第２項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性については、具体的

事案に即して判断するものとする。

監督処分を行う必要があると認められる場合は、速やかにこれを行うとともに、復旧に必要な行為の命令に当たっては、当該命令の内容及び期間を具体的かつ明確に定めて行うものとする。この場合においては、当該監督処分に正当な理由がなくて従わなかったときは、法第１０条の３第２項の規定によりその旨等を公表する。

また、法第１０条の３第１項の「復旧に必要な行為」とは原形に復旧することのほか造林その他の措置により当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することを含むものである。

なお、復旧に必要な行為の命令については、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）による代執行ができる。

２　法第１０条の３第２項の趣旨及び目的は、① 土地に係る違反状態を明らかにすることにより、監督処分の事実を知らない第三者が当該土地の所有者になることによって当該監督処分に係る義務の履行が困難になることを防ぐこと② 違反状態にある土地は災害等が発生する危険性が高まっている場合があることから、周辺住民に対して注意を促すことにある。

同項の「正当な理由」としては、復旧に必要な措置に取り組んでいるものの、地震、洪水を始めとした自然災害等の不可抗力により、定められた期限までに当該措置が完了しなかった場合などが考えられる。

同項の規定による公表に当たっては、都道府県の公報やウェブページに、

① 中止の命令又は復旧に必要な行為の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

② ①の者による違反の内容

③ ①の者が正当な理由なく従わなかった命令の内容

④ 当該命令に係る森林の土地の地番

⑤ その他必要な事項

を掲載する。具体的な公表内容及び公表時期は、上記の趣旨及び目的を踏まえ適正に運用するものとする。

加えて、必要に応じて、現地において公表内容を記した標識を設置するなど土地の購入検討者等の関係者が確実に違反の事実を把握できるようにするために必要な措置を講ずることが望ましい。なお、この標識の設置については、法第１８８条第３項の規定を適用することができる。

第７　その他

１　開発行為の施行に係る事業による土地利用は、地域における公的な各種土地利用計画に即した合理的なものである等地域の健全な発展に支障を及ぼすことのないものとなるよう、十分に配意されることが望ましい。

２　開発行為の許可制の対象となる森林は、地域森林計画の対象となる民有林（保安林等を除く。）であり、その対象面積は広大なものとなる一方、審査の観点も災害の防止等地域社会にとって極めて重要な事項に関するものであることから、知事は、地域住民等関係者に対し、本制度について周知を図ることとする。

第８　開発行為の許可基準等の運用

第１から第７に定める林地開発許可制度に関する事務の取扱いについての運用に当たって、開発行為の許可は、許可の申請書及び添付書類の記載事項が次に掲げる１から６までの要件を満たすか否かにつき審査して行うほか、許可に伴う事務については次に掲げる７から１１までに基づき適正かつ円滑に実施するものとする。

１　手続上の要件（省令第４条関係）

申請の手続については、省令第４条に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合し

ていなければならない。

（１）開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記１のとおりとする。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができるものとする。

（２）開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林及び森林以外の土地並びに開発行為に関する工事をしようとする土地のそれぞれにつき、開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の３分の２以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すことから、林地開発許可申請書には、原則として、全員の同意を添付することを基本とする。

【解説】

「施行の妨げとなる権利」とは、土地については、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者、また、工作物については、所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等を有する者のほか、土地改良施設がある場合はその管理者を含む。

なお、開発行為の区域内にある森林以外の土地についても同様の取扱いとする。

（３）開発者と周辺権利者との紛争を防止するため、開発区域内に準じて周辺権利者の同意を得ることを原則とする。

ただし、やむを得ず同意が得られない場合には、話し合いの経緯の状況を記載した書類を添付すること。

【解説】

「周辺権利者」とは隣接土地所有者、水利権者、漁協、地元自治会等である。（開発行為に係る森林の外側に林帯幅３０メートル以上の残置森林を確保した場合は、残置森林の外の隣接土地所有者の同意は不要とする。）

（４）開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

【解説】

「当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができる」ことを証するものとしては、許可書、申請書又は事前協議書等がある。

（５）申請者に、計画どおりに開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であることや、過去の事業実績等から判断して、誠実に許可条件を遵守して事業を完了させる能力及び信用があることが確認できること。事業を中断せざるを得なくなった場合でも、変更を加えた森林の機能の回復や災害防止のための措置を講じる能力があることが確認できること。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認するものとする。具体的な内容については、別記１によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものと

する。

融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、知事は、次に掲げる方法等により確認するものとする。

ア　防災施設等の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設等の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。

イ　上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す。

（６）林地開発許可申請書（様式１）の注６において、「開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること」としているが、これは、開発行為の許可申請に当たって申請者と施行者が異なる場合に、施行者による防災措置の確実な実施を担保する観点から、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を確認するためである。具体的な内容については、別記１によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設等の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出するものとする。この場合、知事は、許可条件に付す等の方法により確認するものとする。

（７）別記１に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付するものとする。

２　土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項【森林の土砂災害の防止機能からみた要件】（森林法第１０条の２第２項第１号関係）

（１）土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

スキー場の滑走コース又はこれに類する施設の造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は１ヘクタール当たりおおむね１，０００立方メートル以下とすること。なお、滑走コース又はこれに類する施設は傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤー等の安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減すること。

また、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ１８ホール当たりおおむね２００万立方メートル以下とすること。

（２）切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア　工法等は、次によるものであること。

（ア）切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

（イ）盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締固めが行われるものであること。

（ウ）土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

（エ）大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように

工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ　切土は、次によるものであること。

（ア）法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定かつ安全なものであること。

（イ）土砂の切土高が１０メートルを超える場合には、原則として、高さ５メートルないし１０メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

（ウ）切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ　盛土は、次によるものであること。

（ア）法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定かつ安全なものであること。盛土高がおおむね１．５メートルを超える場合には、勾配が３５度（１：１．４２８）以下であること。

（イ）一層の仕上がり厚は、３０センチメートル以下とし、その層ごとに締固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

（ウ）盛土高が５メートルを超える場合には、原則として５メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

（エ）盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

（オ）盛土高が１０メートルを超える場合は安定計算を行うこと。

エ　捨土は、次によるものであること。

（ア）捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

（イ）法面の勾配の設定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

【解説】

切土、盛土、捨土の小段の幅は1.0m以上とし、排水のため５～10%の横断勾配を付けること。

（３）法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が（２）によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

ア　「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の（ア）又は（イ）に該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

（ア）切土により生ずる法面の勾配が３０度より急で、かつ、高さが２メートルを超える場合

ただし、硬岩盤である場合又は次のａ若しくはｂのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ａ　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

ｂ　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが５メートル以下のもの。この場合において、

a に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、 a に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表１

土　　質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	６０度　(1:0.577)	８０度　(1:0.176)
風化の著しい岩	４０度　(1:1.192)	５０度　(1:0.839)
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	３５度　(1:1.428)	４５度　(1:1.000)

（イ）盛土により生ずる法面の勾配が３０度より急で、かつ、高さが１メートルを超える場合

イ　擁壁の構造は、次によるものであること。

（ア）土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

（イ）土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は１．５以上であること。

（ウ）土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は１．５以上であること。

（エ）土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

（オ）擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

【解説】

不透水性の擁壁には、背面に滞水しないように、径50～100㎜程度の水抜き孔を、おおむね３㎡に１箇所程度設けるものとする。

（４）法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア　植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ　表面水、湧水、渓流等により法面が侵食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、（３）のイによるものであること。

（５）土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア　えん堤等の容量は、次の（ア）及び（イ）により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

（ア）開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では２００立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では６００立方メートル、それ以外の場合では４００立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

（イ）開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

イ　えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ　えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和４６年３月１３日付け４６林野治第６４８号林野庁

長官通達）によるものであること。

【解説】

1．流出土砂量の基準は次によること。（安全率1.2以上を見込むこと。）

区　　分	期　間	流出土砂量
工事中裸地	1年間	200　～　600 m^3／ha
工事完了後裸地	〃	50 m^3／ha
皆伐地草地等	〃	15 m^3／ha
択　伐　地	〃	2 m^3／ha
林　　地	〃	1 m^3／ha
砂　利　道	〃	5 m^3／ha

2．採石事業等で常時現地で作業が継続され、沈砂池等の管理が適切に行われると認められる場合は、堆積土砂の排除を条件として、繰返し使用を認めることとする。
　但し、４ヶ月相当分以上の容量及び排土が可能な構造を有すること。

3．工事完了後の流出土砂量は原則として次の期間以上について見積ること。

区　　分	期　　間
人家その他公共施設の近く	5年分
その他の地区	3年分

エ　「災害が発生するおそれがある区域」については表２に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の（ア）及び（イ）を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表２に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

（ア）山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

（イ）土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる渓流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表２

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ　なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

カ　上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記１の計画書に必要な事項を記載すること。

（６）排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア　排水施設の断面は、次によるものであること。

（ア）排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次のａ及びｂにより、流量は原則としてマニング式により求められていること（余裕は２０％以上とする）。

ａ　排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Ｑ：雨水流出量　（ｍ３／sec）
ｆ：流出係数
ｒ：設計雨量強度（㎜／hour）
Ａ：集水区域面積（ha）

ｂ　前式の適用に当たっては、次によるものであること。

（ａ）流出係数は、表３を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表３の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

（ｂ）設計雨量強度は、（ｃ）による単位時間内の１０年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいっ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、２０年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項第４号のロ又は土砂災害防止法第８条第１項第４号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、３０年確率で想定される雨量強度を用いること。

（ｃ）単位時間は、到達時間を勘案して定めた表４を参考として用いられていること。

（ｄ）設計雨量強度は、山口県降雨強度曲線式（山口県河川課）によること。

表３

区分 / 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	０．６～０．７	０．５～０．６	０．３～０．５
草地	０．７～０．８	０．６～０．７	０．４～０．６
耕地	－	０．７～０．８	０．５～０．７
裸地	１．０	０．９～１．０	０．８～０．９

表４

流域面積	単位時間（雨水到達時間（ｔ））
５０ヘクタール以下	１０分
１００ヘクタール以下	２０分
５００ヘクタール以下	３０分

（イ）雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合、排水施設の断面は、必要に応じて（ア）に定める余裕は３０％以上とすること

とする。

（ウ）洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

イ　排水施設の構造等は、次によるものであること。

（ア）排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

（イ）排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

（ウ）放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

（エ）排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

なお、「同意」については、他の排水施設を経由して河川等に排水を導き河川等の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、関係する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その取得について審査する際には、県は関係行政庁と別記２に基づき調整することとする。

【解説】

排水施設の流速の基準値は原則として下表によること。

排　水　施　設	最小流速	最大流速
雨　水　開　渠	０．８ｍ／sec	５．０ｍ／sec
雨　水　管　渠	０．８ｍ／sec	５．０ｍ／sec

なお、基準値を外れる場合は、安全対策を講ずることとし、その内容を明記すること。

（７）洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア　洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、３０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあって、開発行為に係る土地の区域１ヘクタール当たり１年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには２００立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには６００立方メートル、それ以外のときには４００立方メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に３年確率で想

定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

イ　余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては２００年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の１．２倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の１．２倍以上のものであること。

ウ　洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

エ　用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

オ　３の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に法第１０条の２第２項第１号及び同項第１号の２のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

（８）静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

（９）設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、（６）のア、（７）のア及びイによるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

（１０）仮設の防災施設の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行われていること。

（１１）防災施設等の維持管理

ア　開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ　開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

（１２）都市計画法等の基準の適合判断

（１）から（１１）までにかかわらず、開発行為が都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項又は第２項の許可を要する場合は同法第３３条第１項第７号の基準に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号。以下「盛土規制法」という。）第１２条第１項の許可を要する場合は同法第１３条第１項の基準に、同法第３０条第１項の許可を要する場合は同法第３１条第１項の基準に適合することをもって、法第１０条の２第２項第１号の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、これらの基準のうちに知事が（１）から（１１）までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

３　水害を発生させるおそれに関する事項【森林の水害防止機能からみた要件】（森林法第１０条の２第２項第１号の２関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合

には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとするほか、設置に当たっての計画例については別記３を参考とすること。

（１）洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での３０年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、２の（７）のアによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、２の（７）のアによるものであること。

（２）当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として１％以上の区域とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、３０年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には５０年確率を用いることとする。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。「同意」については、下流における水害の発生するおそれの有無について、より専門的な知見を有する河川等の管理者の同意を必要とする趣旨であり、その同意の取得について審査する際には、県は関係行政庁と別記２に基づき調整することとする。

（３）余水吐の能力は、２の（７）のイによるものであること。

（４）洪水調節の方式は、２の（７）のウによるものであること。

（５）用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

（６）２の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第１０条の２第２項第１号及び同項第１号の２のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

（７）洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、（１）によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

（８）仮設の洪水調節池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水害の防止のために必要な洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の洪水調節池等を設置する場合に準じて行われていること。

（９）洪水調節池等の維持管理

ア　開発行為の施行中において、設置した洪水調節池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該洪水調節池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ　開発行為の完了後においても維持すべき洪水調節池等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

（１０）都市計画法の基準の適合判断

第３の（１）から（９）までにかかわらず、開発行為が都市計画法第２９条第１項又は第２項の許可を要する場合は同法第３３条第１項第３号の基準に適合することをもって法第１０条の２第２項第１号の２の基準に適合するものとして差し支えない。ただし、都市計画法の基準のうちに県知事が（１）から（９）までを踏まえて定める同号の基準に満たない部分がある場合には、当該部分については、この限りではない。

４　水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項【森林の水源涵養機能からみた要件】（森林法第１０条の２第２項第２号関係）

（１）貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

（２）沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

（３）　仮設の貯水池等の設置等

開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。

（４）　貯水池等の維持管理

ア　開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷箇所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

イ　開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、アと同様に計画書に記載されていること。

５　環境を著しく悪化させるおそれに関する事項【森林の環境保全機能からみた要件】（森林法第１０条の２第２項第３号関係）

（１）森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）において、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア　相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用すること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、別記４の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によること。

また、残置森林等は、別記４の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記４に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記４に準じて適切に措置されていること。

イ　造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高１メートル以上の高木性樹木を、表５を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ１ヘクタール当たり５００本～１ヘクタール当たり１，０００本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表５

樹　　高	植　栽　本　数　（１ヘクタール当たり）
１メートル以上	２，０００　本
２メートル以上	１，５００　本
３メートル以上	１，０００　本

注）１　気象及び土質等により樹高が１メートル以上の樹木の植栽で確実な成林が見込めない場合は、樹高が１メートル未満のものを植栽することができることとし、その場合における植栽本数は１ヘクタール当たり３，０００本とする。

２　すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつを植栽する場合は、林業種苗法第２４条第１項の規定に基づいて配布区域の指定されたものを植栽すること。

ウ　道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。

（２）騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

（３）景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為について、景観の維持上、問題を生じている事例が見受けられるので、開発行為の対象地（土捨場を含む）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置については慎重を期すこと。

（４）残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましい。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたりその保全又は形成に努めるものとし、許可条件としてその旨を付すこと。

また、知事は、事業区域内に残置し又は造成した森林については、地域森林計画の対象とすることを原則とする。さらに、市町は、残置し又は造成した森林を市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域に設定するよう努めるとともに、事業者は、市町等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業の実施等をするものとする。また、残置し又は造成した森林の立地条件、保全上の特性等を踏まえ、知事は、必要に応じて保健保安林等の指定を進めるとともに、都市緑地部局、環境部局等の関係部局とも連携し、残置森林等の保全又は形成に資する関係制度の活用についても検討するものとする。

残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。事業者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合、知事は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するものとする。

６　太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可については、１から５までの各要件及び別記５に掲げる要件を満たすか否かにつき審査して行うものとする。

７　開発行為の一体性

（１）第２の３に定められた開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

ア　実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

（ア）同一人が複数の会社役員を兼ねている場合、又は会社の所在地が同一の場合。

（イ）血縁・姻戚関係にある複数の者の行う開発行為である場合。

（ウ）数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって開発行為を行う場合で、一つの人格（事業主体）として判断される場合。

（エ）数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合。

イ　実施時期の一体性

時期の重複又は連続性（前の開発行為が終了し、３年を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合等。）があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

ウ　実施箇所の一体性

（ア）数社が連続して開発する場合であっても、個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）、又は、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合。

（イ）箇所の異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で、沈砂池、用排水系統を同じくする場合

（２）太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。

８　開発行為に係る完了確認等

（１）第３の３に定められた「緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、一定期間その状況を調査した上で完了確認を行うことができる」について、緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置において、植生が定着しないことが見込まれる場合には、知事は、緑化等の措置後、継続的に経過観察を行った上で完了確認を行うことができるものとする。この場合、緑化等の措置後１年経過した時点の植生状態を植被率等により成績判定するとともに、その後少なくとも１年間の経過観察を行い、定着状況を確認した上で、完了確認を行う場合もあり得る。

成績判定や経過観察の結果、植生が定着していないと判断される場合には、知事は必要に応じて事業者に対し再度緑化等の措置を指導することとする。

（２）上記のほか、知事は、法第１０条の２第４項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付した場合には、県職員が、当該防災施設等が計画書の内容のとおりに設置されたことの確認を行うまでの間は、当該特定の開発行為を行わないよう指導することとする。仮に、県職員による当該確認を経ずに当該特定の開発行為に着手した場合、その着手の時点において防災施設等が計画書の内容のとおりに設置されていなかったことが明らかになった場合には、法第206 条第２号の罰則の対象となり得る。なお、県職員による確認後には、確認が完了したことを証する書面を事業者に発行することとする。

また、こうした防災施設等の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、知事は、防災施設等の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域等の区域ごと、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に部分確認するなど、開発行為の施行状況に応じた部分確認を行うとともに、施行状況の定期報告について指導することとする。

（３）土石等の採掘等の一時的な転用を目的としている開発行為を除き、知事は、原則として完了確認したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。

９　許可の条件（森林法第１０条の２第４項及び第５項関係）

許可に当たって付す条件は、第４によるほか、別記６の例により具体的案件に即したものとする。この条件は、法第１０条の２第５項の趣旨を十分に踏まえたものとすること。

また、法第206 条第２号の規定による罰則の対象となる「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の設置」の条件については、別記６の１の必須条件例に則して具体的な施設を明示するとともに、「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理」の条件については、許可申請に必要となる計画書に記載された開発行為の施行中における防災施設等の維持管理方法に則して維持管理が行われるよう、別記６の１の必須条件例に則して付すこと。

１０　関係市町長の意見（森林法第１０条の２第６項関係）

第５の関係市町長の意見については、関係市町長が開発行為に対し具体的な意見を提出できるよう円滑に意見聴取できる仕組みを構築する観点から、意見聴取は、知事から申請書類等を関係市町長に送付した上で、別記様式を参考に関係市町長からの意見を聴取すること。

この場合において、知事は、関係市町長が意見聴取に応じるに当たり、当該関係市町長が必要と認める場合には、当該関係市町の区域内においてその開発行為により影響を受ける者の意見を把握し、その意見を踏まえてその意見聴取に応じることができることを、当該関係市町長に対して説明することと

する。また、申請者に対しても、関係市町長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握することがありうる旨を説明し、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供することについて同意を得ることとする。

関係市町長の意見への対応状況を申請者に提出させ、当該関係市町長から法第１０条の２第２項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には必要に応じ、当該対応状況について県又は申請者が当該関係市町長へ説明することにより実施すること。

知事は、申請書の審査に当たっては、関係市町長の意見や当該意見への対応状況を踏まえて、法第１０条の２第２項各号のいずれかへの該当の有無について判断することとする。

なお、関係市町長への意見聴取に当たっては、当該市町長が事業計画の内容を精査できるよう十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

１１　その他

（１）配慮事項

申請書の審査に当たっては、次に掲げる事項について確認すること。

ア　開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められている場合には、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

イ　全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

ウ　原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

エ　周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

オ　周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

（２）関係行政庁との調整等

開発行為については他法令の許認可と並行して申請される場合があることを踏まえ、県は、第８の１の（４）により他法令の申請状況を明らかにさせるとともに、これから申請者が許認可の申請等を行うことを把握した場合には、当該許認可を市町が所管している場合には市町の関係部局との間で情報共有を行うほか、国又は県が所管している場合には県の関係部局との間で情報共有を行うとともに、県関係部局を通じ国の機関との間で情報共有を行うものとする。このほか、行政事務の効率的な執行のため、県は、別記２に基づき他の制度による許認可と調整を図るものとする。

また、第８の２の（５）のエに定める災害が発生するおそれがある区域が事業区域に含まれる場合には、県は、当該区域において実施する措置の内容等について、上記に準じ関係行政庁との間で情報

共有を行うものとする。

第９　工事着手から完了までの手続き

１　林地開発許可済標識

許可を受けた者は、細則第５条に規定する林地開発許可済標識を工事現場の見やすい位置に設置した後に工事に着手しなければならない。

２　工事の着手

許可を受けて工事に着手した者は、細則第６条に規定する工事着手届に前項の標識の設置状況写真を添付して提出しなければならない。

３　許可事項の変更

許可を受けた開発行為の計画の内容を変更しようとする者は、次の区分により「林地開発許可事項変更申請書」又は「林地開発許可事項変更届」に必要な書類を添付して提出しなければならない。

（１）許可申請と届出の区分

細則第４条第３項第３号に掲げる「前２号に掲げるもののほか、知事が軽微であると認める変更」とは次のとおりとする。

ア　軽微な変更（変更届）

（ア）開発行為に係る森林の土地の面積の１．０ヘクタール以内の増減

（イ）開発行為に係る森林の土地の面積の２割以内の増減

（ウ）切土、盛土、捨土等の全土工量の２割以内の増減

（エ）資金計画の変更

（オ）施行工程の変更（完了予定年月日の変更を含む。ただし、防災工事の先行施工に関するものは重要な変更とする。）

（カ）開発行為に係る事業の全体計画の概要、又は期別計画の概要の変更

（キ）建築物の形状、又は規模の変更

（ク）申請者の住所等の変更（申請者が法人の場合にあっては、所在地又は名称若しくは代表者の変更）

（ケ）その他、開発箇所の事情により軽微であると認める変更

イ　重要な変更（許可事項変更申請）

上記以外の変更

（２）添付する書類・図面等

ア　変更許可申請又は変更届に添付する書類・図書は、原則として別記１のうち、変更に伴いその内容が変更されるものとする。

イ　書類・図面等の記載方法

変更許可申請又は変更届に添付する書類・図書の記載方法は下記による。

（ア）計画説明書は変更後を黒字、変更前（前回の変更許可に係る数値等）を上段に朱書きする。

（イ）工程表は、変更後の計画を下段に黒線、変更前の実績を中段に緑線、変更前の計画を上段に赤線で記載する。

（ウ）現況図・求積図・利用計画図（造成計画平面図）・防災施設計画図（完成後及び工事中）は、変更に伴う区域の増又は減となる範囲を表示する。

４　工事の中止又は廃止

許可を受けた工事を中止又は廃止しようとする者は、細則第７条に規定する工事中止届又は工事廃止届に次の図書を添付して提出しなければならない。

なお、工事廃止届は、許可を受けた開発行為を行わない場合、又は、開発面積が１ヘクタール以下になった場合に届け出るものとする。

（１）中止又は廃止時の土地の状況及び防災対策等を明らかにした図書、写真等

（２）中止する場合には、その期間における防災対策及び維持管理の計画書等

５　災害の発生時の対応

許可を受けた者は、開発行為の許可期間中に災害等が発生した場合には、直ちに開発行為に係る森林の所在地を所管する農林水産事務所又は農林事務所に連絡の上、適切な措置を講ずるとともに、細則第９条に規定する災害発生届に次の書類を添付し、農林水産事務所又は農林事務所の長に速やかに提出しなければならない。

（１）災害の発生場所を表示する図面

（２）被害の状況を表示する写真

（３）応急措置の内容を記載した書類

注）災害等とは、風水害等の自然災害、火災、人身事故等をいう。

６　開発状況の報告

許可を受けた者は、開発行為の施工中には、現場責任者を常駐させ災害の防止につとめるとともに、許可に係る設計図書を工事現場に常備して工事の施行状況を写真・資料等で記録して保管しなければならない。

また、毎年５月１日現在における工事の施行状況を当該月の１５日までに細則第１０条に規定する工事施行状況報告書に次の書類を添付し、農林水産事務所又は農林事務所の長に報告しなければならない。

（１）工事の工程

（２）工事の施行状況の写真（全景、進捗状況、防災施設の設置、緑化等の施工、標識の設置）

７　地位の承継

法第１０条の２の許可に基づく地位を承継した者は、速やかに細則第１１条第２項に規定する地位承継届に次の書類を添付し、提出しなければならない。

（１）承継した者が法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

（２）開発行為区域内の土地所有権者等及び開発行為に係る利害関係者の同意書

（３）その他知事が必要と認める書類

８　工事完了の確認

許可を受けた者は、当該開発行為が完了した場合は遅滞なく細則第８条の規定による工事完了届を提出し、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかの確認を受けなければならない。

９　書類の提出

この要綱の規定により知事に提出する書類は、当該開発行為に係る森林の所在地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して提出しなければならない。

附　則

この要綱は、平成１２年３月３１日から施行する。

（平成１３年４月　１日改正）

（平成１６年４月　１日改正）

（平成１７年３月２９日改正）

（平成２４年４月　１日改正）
（平成２８年６月１０日改正）
（平成３０年３月３０日改正）
（平成３１年３月　１日改正）
（令和　２年４月　１日改正）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
２　この要綱施行の際、現に許可を受けている開発行為については、当該開発行為が完了するまでの間、なお従前の例による。

（令和　３年８月２５日改正）

この要綱は、令和３年８月２５日から施行する。

（令和　５年４月　３日全部改正）

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

（令和　７年６月１１日改正）

この要綱は、令和７年６月１１日から施行する。

（令和　８年１０月３０日改正）

この要綱は、令和８年１０月３０日から施行する。

別表　開発行為の許可を要しない事業（森林法施行規則第５条）

第５条　法第 10 条の２第１項第３号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一　鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

二　軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（大学を除く。）

四　土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第２条第２項第１号に規定する土地改良施設及び同項第２号に規定する区画整理

五　放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第２条第２号に規定する基幹放送の用に供する放送設備

六　漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第３条に規定する漁港施設

七　港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する港湾施設

八　港湾法第２章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

九　道路運送法（昭和 26 年法律第百 183 号）第２条第８項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第３条第１号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第６項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

十　博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第２条第１項に規定する博物館

十一　航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第２条第５項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二　ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第２条第 13 項に規定するガス工作物（同条第５項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）

十三　土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業

十四　工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第２条第６項に規定する工業用水道施設

十五　自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第２条第５項に規定する一般自動車ターミナル

十六　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第８号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の２に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物

十七　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 15 項に規定する都市計画事業（第 13 号に該当するものを除く。）

十八　熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第２条第４項に規定する熱供給施設

十九　石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設

別記１

開発行為の許可の申請書に添付する書類等について

細則第２条及び第３条の規定により許可申請書に添付する書類・図面は、以下のとおりとする。

１　添付する書類

綴順	書　類　の　名　称	様 式	注　意　事　項
１	林地開発許可申請書	様式１	
２	計画説明書	様式２	
３～９　申請者に資力及び信用があることを証する書類			
３	資金計画書	様式３	
４	資金の調達について証する書類　※１		自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付
５	法人の財務状況や経営状況を確認できる書類		貸借対照表、損益計算書等　※直近のもの
６	納税証明書　※１		
７	事業経歴書		
８	法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む）　※１		・任意団体の場合、規約等 ・個人の場合、住民票の写し等。
９	定款（法人の場合）の写し		
１０	森林法第10条の３第１項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類		
１１～１６　防災施設等の設置に関わる施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類			
１１	建設業法許可書（土木工事業）の写し		申請者が自ら施工を行う場合は不要
１２	事業経歴書		
１３	預金残高証明書　※１		
１４	納税証明書　※１		
１５	事業実施体制を示す書類		職員数、主な役員・技術者名等
１６	林地開発に係る施工実績を示す書類		監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。
１７	事業区域内外及びその他の権利者の一覧表	様式４	
１８	事業区域内の土地の登記事項証明書		※１
１９	事業区域内の土地に関する権利を有する者の同意書等の写し	様式５	土地所有者・抵当権者等の同意書又は契約書等
２０	開発行為に関係する利害関係者の同意書、又はそれらとの協定書等の写し	様式６	水利権者・漁業権者・隣接土地所有者・地元自治会等
２１	地域住民説明会等概要書	様式12	太陽光発電施設等の設置を目的とした開発の場合
２２	市町長等との環境の保全に関する協定書の写し		申請者が関係地方公共団体等と協定を締結している場合

綴順	書　類　の　名　称	様 式	注　意　事　項
２３	公共施設管理者の同意書またはそれらとの協議経過等　※２		取付道路や放流先の河川等の管理者等
２４	他法令関係手続一覧表	様式７	許認可書、届出書、申請書の写し等を添付
２５	残置森林等の管理に関する確約書	様式８	原則申請者と森林所有者の連名とする
２６	工程表		仮設の施設を設置する場合には、その工事の施行工程を含む。
２７	土量計算書		
２８	防災施設等計算書		洪水調節池等・えん堤・擁壁・沈砂池・法面等
	排水施設流量計算書	様式９	
	流出土砂貯留施設計算書	様式10	工事中及び工事完了後
２９	その他開発の内容に応じ必要と認められる書類		

※1 綴順４、６、８、１３、１４の証明書は、申請日より３ケ月以内のものとする。
※2 綴順２３の公共施設管理者には、洪水調節池等の検討に係る協議における河川等の管理者（別紙「洪水調節池等の検討方法」参照）を含む。

２　申請書の作成に当たっては次の事項に留意して作成する。

（１）申請書の作成部数は正本１部、副本１部、写１部の３部とする。
ただし、開発行為が２市町にまたがる場合は、写しを２部とする。

（２）書類の規格は日本産業規格Ａ４判とする。

３　添付する図面

図面番号	図面の名称	明　示　す　べ　き　事　項	備　考
１	位　置　図	１．方位 ２．事業区域（朱線） ３．開発行為に係る森林の土地の区域（黄線で示し、内側をぼかす）	・国土地理院発行の地形図（縮尺1/50000又は1/25000）を使用
２－１	区　域　図	１．方位 ２．事業区域（朱線） ３．開発行為をしようとする森林の区域（緑線） ４．開発行為に係る森林の土地の区域（黄線で示し、内側をぼかす） ５．森林以外の土地で開発行為に係る区域（橙色で示し、内側をぼかす）	・縮尺1/5000以上の地形図を使用
２－２	地 番 界 図	１．方位 ２．事業区域（朱線） ３．事業区域内及び隣接地の地番界及び地番並びに地目 ４．赤線及び青線等の法定外公共物 ５．各地番の所有者氏名	・縮尺は（４）アを参照

図面番号	図面の名称	明 示 す べ き 事 項	備　考
3	流域現況図	1．方位 2．事業区域（朱線） 3．流域の地形、土地利用の実態、河川の状況 4．河川の位置 5．洪水調節池等の検討を行った地点の位置	・縮尺は（4）アを参照
4	現　況　図	1．方位 2．事業区域（朱線）及び周辺の地形、公共施設、公益的施設及びその名称 3．事業区域及びその周辺において、開発行為の妨げとなる権利を有する者の工作物等（橙色で示す） 4．河川・湖沼・道路・家屋等 5．凡例	・縮尺は（4）アを参照
5	求　積　図	1．事業区域全体の求積 ・・・・・・・（A） 2．事業区域内の森林の求積 ・・・・・（B） 3．開発行為に係る森林の求積 ・・・・（C） 4．残置森林（緑線で示し、内側をぼかす）の求積 ・・・・・・・・・・・・・・（D） 5．残置する幼齢林（緑色で示し、内側にハッチを入れる）の求積 ・・・・（D’） 6．森林を開発する区域内で造成する森林の求積 (黄緑線で示し、内側をぼかす）・・・（E） 7．森林を開発する区域内で造成する緑地の求積 (黄線で示し、内側をぼかす）・・・（F） 8．森林以外を開発する区域内で造成する森林（橙色で示し内側にハッチを入れる）の求積 ・・・・・・・・・・・・・・（I） 9．森林以外を開発する区域内で造成する緑地（橙色で示し内側をぼかす）の求積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（J） 10．森林を開発する区域内でその他の求積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・（G） 11．森林以外を開発する区域内でその他の求積 ・・・・・・・・・・・・・・・（K） 12．集計表（様式11）	・縮尺は（4）アを参照 ・工区分けをする場合は工区ごとに求積する ・CAD、プラニメーター（3回の測定値の平均値）、その他の適正な方法により求積する

図面番号	図面の名称	明 示 す べ き 事 項	備　考
6	利用計画図 （造成計画平面図）	1．方位 2．事業区域（朱線）及び開発行為に係らない部分の地形 3．切取部分（区域を淡茶色の実線で示す） 4．切取法面及び勾配 5．盛土部分（区域を青色の実線で示す） 6．盛土法面及び勾配 7．造成地の計画高 8．施設又は工作物の位置・形状・名称 9．道路の位置・形状・幅員 10．ベンチマークの位置と高さ 11．造成計画の縦横断線の位置 12．残置又は造成する森林又は緑地の区域（5の求積図の例に準じて区域ごとに色分けする） 13．凡例	・縮尺は（4）アを参照 ・横断線は原則20mピッチとする
7	防災施設計画図（完成後）	1．方位 2．事業区域（朱線）及び開発行為に係らない部分の地形 3．雨水排水施設及び防災施設の位置・形状・寸法・名称 4．集水区域の区域界線及び集水面積並びに地表水の流水方向 5．排水路毎に勾配・流水方向 6．ベンチマークの位置と高さ 7．凡例	・縮尺は（4）アを参照 ・流水方向は→で示す
8	防災施設計画図（工事中）	1．方位 2．事業区域（朱線）及び開発行為に係らない部分の地形 3．雨水排水施設及び防災施設の位置・形状・寸法・名称 4．集水区域の区域界線及び集水面積並びに地表水の流水方向 5．排水路毎に勾配・流水方向 6．ベンチマークの位置と高さ 7．凡例	・縮尺は（4）アを参照 ・開発計画の目的やその態様、期間によって、工事中に防災施設計画の変動がある場合は、期別ごとに、防災施設計画図を別葉で作成すること。 ・流水方向は→で示す
9	造成計画縦断面図	1．現地盤線・計画地盤線（線の太さで区分する。） 2．事業区域の境界線（1点破線） 3．計画地盤高 4．工作物の位置・形状	

図面番号	図面の名称	明 示 す べ き 事 項	備　考
１０	造成計画横断面図	１．現地盤線・計画地盤線（線の太さで区分する。） ２．事業区域の境界線（１点破線） ３．工作物の位置・形状 ４．切土・盛土の断面積	・原則２０ｍ毎の断面を表す
１１	法面の断面図（法面詳細図）	１．土質別の切土・盛土の法勾配 ２．小段の位置・幅・間隔 ３．法面保護の方法	
１２	防災施設等設計図（防災施設等構造図）	１．防災施設（擁壁・えん堤・排水路・導水路・貯水池・洪水調節池・沈砂池等）の構造図 ２．名称・規格・寸法・勾配	・縮尺1/100程度 ・平面図、正面図、断面図を表示 ・各施設の設計根拠（計算書等）を記載又は添付
１３	建築物等の概要図		・太陽光発電施設の場合は、パネル配置図を添付
１４	そ　の　他	１．開発の内容・形態等により、知事が必要と認められるもの。	

（４）　添付図面作成に当たっての留意事項

ア　図面の縮尺は、前表で縮尺を指定している図面以外は1/1000程度を標準とするが、計画の内容が正確に判断できるものであれば、開発行為の規模等を考慮して任意に定めることができる。

ただし、２－２から８までの図面については、できる限り同一の縮尺とする。

イ　計画の内容が正確に判断できるものであれば、２種類以上の図面を兼用することができる。

ただし、この場合にあっては図面の名称を「・・・図兼・・・図」と記載すること。

別記２

開発行為の許可と他の制度による許認可との調整等について

法第１０条の２に規定する開発行為の許可（以下別記２において「開発許可」という。）と他の制度による許認可との調整等については、以下のとおり措置するものとする。

１　開発許可の運用は、自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）による国立公園等の区域並びに自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域に係る許可の運用と十分連絡調整を図って行うものとする。

２　開発許可と都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和４１年法律第１号）第８条第１項又は都市緑地法（昭和４８年法律第７２号）第１４条第１項の規定による許可に当たっては、県の林地開発許可制度の所管部局（農林水産部森林整備課）と都市計画部局（都市計画法又は都市緑地法による許可権者が知事以外の者である場合にあっては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整をするものとする。

また、都市緑地法第８条に規定する届出等と開発許可との適正な運用を期するため、県の林地開発許可制度の所管部局と都市計画部局とは、相互の連絡体制を整備するよう十分連絡調整するものとする。

３　法第１０条の３の規定による処分と都市計画法第８１条第１項の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。

４　盛土規制法第１２条第１項又は第３０条第１項の規定による許可に当たっては、県の林地開発許可制度の所管部局と盛土規制法の所管部局（盛土規制法による許可権者が県知事以外の者である場合にあっては、当該許可権者）とは、あらかじめ十分連絡調整するものとする。

５　法第１０条の３の規定による処分と盛土規制法第２０条又は第３９条の規定による処分に当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。

６　開発許可の申請が、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１８条若しくは第２０条、砂防法（明治３０年法律第２９号）第８条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第１０条、地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第１４条又は盛土規制法第２３条若しくは第４２条の規定による処分に係る場合にあっては、これらの法律を所管する行政庁又は担当部局とあらかじめ十分連絡調整するものとする。

また、開発行為により洪水調節池等を設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分連絡調整するものとする。

７　法第１０条の２第２項の規定に基づく開発行為の許可を行おうとする場合においては、事前に十分な時間的余裕をもって関係河川管理者（指定区間については知事とする。）に通知し、同項第１号の２に係る要件について河川管理者（指定区間については知事とする。）との協議が整った後でなければ当該許可は行わないものとする。

なお、この場合、国土交通省は、このことをもって開発許可手続きの遅延を招くことのないよう迅速な処理に努めるよう河川管理者を指導することとされているので念のため申し添える。

８　法第１０条の２第２項第１号の２に規定する「水害」には、土砂の流出又は崩壊に関連するもの（特に土砂の流出又は崩壊に起因する洪水並びに土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ、雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害）が含まれないこと、同号が創設されたことによって、「当該開発行為をする森林」及び「当該機能に依存する地域」における河川局所管事業の実施及び砂防指定地、地すべり防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域の指定が何ら影響されることはないこと、並びに同号が創設されたことによって、地すべり等防止法第５１条第１項第２号に規定する「保安林に準ずべき森林」の範囲が従来と何ら変わるものでないこと。

９　法第１０条の２第２項第３号に関して、工場の立地態様に関する事項、汚染物質の排出等公害の防止に関する事項については、他法令による遵守すべき基準が守られるよう担当する部局と十分連絡調整するものとする。

１０　都市計画法に基づく都市計画事業として行う開発行為及び土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）に基づく土地区画整理事業として行う開発行為について、都市計画法第５９条第４項並びに土地区画整理法第４条第１項及び第１４条第１項の規定による認可を行うに当たっては、県の都市計画部局はあらかじめ林地開発許可制度の所管部局と十分連絡調整を行うものとする。

１１　開発許可の申請に係る事業の計画区域内に農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条又は第５条の規定により転用が制限される土地が含まれる場合には、開発許可又は転用許可に関する処分に当たって、県の林地開発許可制度の所管部局と農地担当部局（農地法のこれらの規定による許可権者が農林水産大臣である場合には、地方農政局）とは、あらかじめ十分連絡調整を図るものとする。
１２　法第１０条の３の規定による処分又は農地法第５１条の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
１３　開発許可と農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１５条の２の規定による許可に当たっては県の林地開発許可制度の所管部局と農業振興地域の整備に関する法律の担当部局とはあらかじめ十分連絡調整を図るものとする。
１４　法第１０条の３の規定による処分又は農業振興地域の整備に関する法律第１５条の３の規定による処分をするに当たっては、相互に十分連絡調整をとって行うものとする。
１５　開発許可の申請が鉱業権者又は租鉱権者から鉱業権又は租鉱権の実施としてあった場合には、できる限り鉱物資源の有効利用を図る趣旨で処理するものとし、不許可その他の制限を行うに当たっては、あらかじめ、所轄経済産業局長に協議し、意見を整えた上で処分を行うものとする。
１６　開発許可をする際には、その度にその旨を都道府県公安委員会に通知するものとする。

別記３

洪水調節池等の設置に係る具体的運用

１　洪水調節池等の検討は、別紙「洪水調節池等の検討方法」により行うこととする。

２　当該要綱に記載がないものについては、「調整池設置に関する指導要領」（都市計画法開発許可ハンドブック：山口県土木建築部建築指導課）及び「防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」（社団法人日本河川協会）等によること。

＜洪水調節池等の設置に係る計算例＞

①　当該開発行為をする森林の下流において、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点を選定する。

②　①の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量(Q’i30)が開発前のピーク流量(Q0i30)に対して１％以上増加する地点を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が１％未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないとの判断を示した場合はその地点も選定する。

③　⑦にて算出する各地点の当該洪水調節池等からの放流量(ｑｉ 30)が最小となる地点（j）を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」（以下「当該地点」という。）として選定する。

ただし、②で求めた各地点の中で、地点(j)に比べ流下能力が著しく小さい地点（k）が存在する場合(地点(j)においてnj年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができ、地点(k)においてnk年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができるときに、nj＞nkである場合）又は当該河川等の管理者が必要であるとの判断を示した場合には、その地点(k)も当該地点として選定することとする。

④　なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることとする。

⑤　②の地点が生じない場合には、森林法第10条の２第２項第１号の２による洪水調節池等の設置は不要である。

⑥　なお、ピーク流量の算定は当該地域において適合度の高い算式（適当な算式が無い場合はラショナル式とする）を用いることとする。

⑦　②で選定した各地点の、それぞれ開発前の30年確率でのピーク流量(Q0i30)を超えることとならない洪水調節池等からの放流量(ｑｉ 30)を算定する。

なお、当該洪水調節池等からの放流量(ｑｉ 30)の算定には当該地域において適合度の高い算式を用いることとする（例えば次式を適用する）。

$$qi30 = Q0i30 \times \frac{a \times f0}{Ai \times F0i}$$

ここに　Ai　：　選定した各地点の集水面積（ha）

F0i　：　〃　の集水区域の開発前の流出係数

a　：　洪水調節池等の集水区域の面積（ha）

f0　：　〃　の開発前の流出係数

⑧　③で選定した当該地点(j)の当該洪水調節池等から放流量（ｑｉ30）を30年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量（ｑｐｃ30）として決定し、また地点ｊにおける開発前のnj（地点ｋを選定している場合にはnk。以下同じ。）年確率降雨で想定されるピーク流量（Ｑ０ｎｊ）をもとに、当該洪水調節池等からの放流量（ｑｊｎｊ）を算定し、これをｎ（＝ｎｊ）年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量（ｑｐｃｎ）として決定する。

⑨　なお、nj年確率降雨における当該洪水調節池等からの放流量（ｑｊｎｊ）の算定は⑦同様当該地域において適合度の高い算式を用いることとする（例えば次式を適用する）。

$$qjnj = Q0jnj \times \frac{a \times f0}{Aj \times F0i}$$

ここに　　Ａｊ　：　地点ｊの集水面積（ha）
　　Ｆ0ｊ　：　〃　の集水区域の開発前の流出係数
　　ａ　：　洪水調節池等の集水区域の面積（ha）
　　f0　：　〃　の開発前の流出係数

⑩　洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における30年及びｎ年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量（ｑ30及びｑｎ）を30年及びｎ年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量（ｑｐｃ30及びｑｐｃｎ）に調節できる容量に決定する。

・洪水調節池等の容量の計算は、簡便法、厳密法その他の適切な方法により行う。
・排水を導く河川等の管理者との協議を踏まえ、５０年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節することとする場合は、計算例中の３０年を５０年に、３０を５０に読み替える。

別記４

主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　１区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3　滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率 おおむね40パーセント）以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね20メートル以上）を配置する。 2　ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね20メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント（残置森林率おおむね40パーセント）以上とする。	1　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね５ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場・事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント（緑地を含む）以上とする。	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。

土石等の採掘		1　原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

注）1　「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（１５年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。

2　「森林率」とは、事業区域内の森林の面積に対する残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

3　「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第１０条の２第２項第３号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その２割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあっては２０パーセントを下回らないものでなければならないという趣旨である。

4　「開発行為の目的」について

（1）「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

（2）「ゴルフ場」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。

（3）「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。

（4）「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

（5）「工場・事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

（6）上記表に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設、残土処分場、風力発電施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

（7）１事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね３０メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

5　レジャー施設及び工場・事業場の設置については、１箇所当たりの面積がそれぞれおおむね５ヘクタール以下、おおむね２０ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ５ヘクタール、２０ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。

6　工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「１箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

7　住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

（1）公園・緑地・広場

（2）隣棟間緑地、コモン・ガーデン（共有庭）

（3）緑地帯、緑道

（4）法面緑地

（5）その他上記に類するもの

8　「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

【解説】

森林率等の算式は次のとおりである。

（1）別荘地、スキー場、ゴルフ場、レジャー施設等

$$\text{残置森林率} = \frac{D}{B} \times 100$$

（2）ゴルフ場、レジャー施設等、工場・事業場、太陽光発電施設の設置

$$\text{森　林　率} = \frac{D+D'+E+I}{B} \times 100$$

（3）住宅団地

$$\text{森　林　率} = \frac{D+D'+E+F+J+I}{B} \times 100$$

B　：開発行為をしようとする森林面積（事業区域内の森林面積）
D　：事業区域内で残置する森林面積（16年生以上）
D’：事業区域内で残置する森林面積（15年生以下）
E　：形質変更を行った土地のうち森林の土地に造成する森林面積
F　：形質変更を行った土地のうち森林の土地に造成する緑地面積
J　：形質変更を行った土地のうち森林以外の土地に造成する緑地面積
I　：形質変更を行った土地のうち森林以外の土地に造成する森林面積

別記５

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等の運用について

森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号）第２条の３に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。

なお、法第１０条の２第１項に規定する許可を要しない規模の開発についても、県及び市町等は、次に掲げる事項を踏まえ、森林の土地の適切な利用が確保されるよう周知を図ることとする。

１　事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、当該申請書の計画説明書(様式２)に、植栽等、設備撤去後に必要な措置を記載するとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことが望ましい。

以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。

２　災害を発生させるおそれに関する事項

（１）自然斜面への設置について

第８の２の（１）の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が３０度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が３０度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

（２）排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

ア　排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、第８の２の（６）のアの表３によらず、次の表を参考にして定められていること。 浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

区　分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	１．０	０．９～１．０	０．９

イ　排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、第８の２の（６）のイの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

３　残置し、若しくは造成する森林又は緑地について

開発行為をしようとする森林の区域における残置森林等の面積の、事業区域内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、別記４の表によらず、次の表のとおりとする。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森　林　の　配　置　等
太陽光発電設備の設置	1　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール未満の場合は、森林率はおおむね25パーセント(残置森林率はおおむね15パーセント)以上とする。 2　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1　原則として周辺部に残置森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下 とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（ただし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、４のとおり全て残置森林）を配置する。 3　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上40ヘクタール未満の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。 4　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が40ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部におおむね30メートル以上の残置森林を配置する。また、開発行為に係る森林の区域は、位置の偏りが生じないようおおむね均等にこれを配置し、開発行為に係る森林の区域の間やその周辺部に十分な幅の残置森林を配置する。

（注）「１箇所当たりの面積」とは、太陽光発電設備（当該設備に付帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。

なお、第８の５の（４）において、残置森林又は造成森林は、善良に維持管理されることが明らかであることを許可基準としていることから、当該林地開発許可を審査する際、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とすることとする。

４　その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

（１）住民説明会の実施等について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

ついては、申請書に説明会等の開催状況を記載した書面（様式12）を添付すること。

なお、説明会等の対象とする地域住民の範囲やその開催頻度等については、関係市町と相談の上判断することとし、説明会等の開催が必要ないとした場合には、その経緯を書面（様式12）に記載すること。

（２）景観への配慮について

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

（３）地域の合意形成等を目的とした制度との連携について

太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成２５年法律第８１号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７ 号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。

このため、県は、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談があった際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すこととする。

別記６

開発行為の許可に当たって付する条件例について

法第１０条の２第４項及び第５項の規定の運用については、第４のとおりであるが、開発行為の許可に当たっては、次に掲げる例により具体的案件に即した条件を付すること。

１　必須条件例

次に掲げる条件に従って開発行為（法第１０ 条の２第４項の「森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設」の設置を含む。以下同じ。）が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。

（１）開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

（２）都道府県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。

（３）開発行為を完了したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。また、都道府県職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

（４）開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出るほか、都道府県知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、都道府県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。

（５）開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ都道府県知事に届け出ること。

（６）開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。

（７）開発行為の施行中に災害が発生した場合には、土のうの設置、排水処理その他の適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。

（８）森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設として次に掲げる施設（※１）を計画書の内容のとおりに先行設置することとし、当該施設の設置が完了するまでの間は、次に掲げる開発行為（※２）に着手しないこと。なお、当該施設の設置が完了したことは、都道府県職員による当該施設が計画書の内容のとおりに設置されたことの確認により、これを認める。

※１擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、沈砂池等

仮設の施設であって許可申請時に仕様を確定できない場合は、当該施設の設置に着手する前にあらかじめ都道府県職員と協議して決めた仕様とすること。

※２土地造成、工作物の設置、土石等の採掘又は搬入等

（９）開発行為の施行中における森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の維持管理については計画書に記載の維持管理方法に即して行うこと。

(10) 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告（許可後、毎年5月15日まで）を行うこと。

(11) 残置又は造成した森林については、将来にわたり保全又は形成に努めること。

２　案件に応じた条件例

（１） ６か月毎に開発行為の施行状況について都道府県知事に報告書を提出すること。

（２）切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。

（３）切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。

（４）切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないよう、杭打ちを行うこと。

（５）法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。

（６）法面の緑化作業は、４月末までに行うこと。

（７）利用後は、スギを１ヘクタール当たり３，０００本以上植栽すること。

（８）付替道路の設置は、２月末までに完成すること。

（９）資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明

書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。

(10) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。

別記様式

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

山口県知事　　様

市町長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第１０条の２第６項の規定に基づき、意見書を提出します。

記

１．申請者の住所及び氏名
２．開発行為に係る森林の所在場所
３．開発行為の目的
４．開発行為に関する意見
（１）当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第１号関連）
（２）当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第１号の２関連）
（３）当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第２号関連）
（４）当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第１０条の２第２項第３号関連）

（注意事項）１．必要に応じて参考資料を添付すること。
２．（１）～（４）以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして参考資料として添付すること。

第１０　様　式　等

区分	名　　称	備　　考	様式Ｎｏ
許可申請時	林地開発許可申請書		1
	計画説明書		2
	資金計画書		3
	開発区域内等権利者一覧表		4
	開発行為の同意書	事業区域内	5
	〃	水利権者・漁業権者・隣接土地所有者・地元自治会等	6
	他法令関係手続き一覧表		7
	残置森林等の管理に関する確約書		8
	排水施設流量計算書		9
	流出土砂貯留施設計算書		１０
	求積図に記載する面積集計表		１１
	地域住民説明会等概要書	太陽光発電施設等の設置を目的とした開発の場合	１２
許可取得後	林地開発許可事項変更許可申請書		１３
	林地開発許可事項変更届	軽微な変更の場合	１４
	林地開発許可済標識	工事の期間中、掲示すること	１５
	工事着手・完了・工区工事完了届	工事に着手したとき、又は完了した場合	１６
	工事中止・廃止・再開届	工事の中止・廃止等をしようとした場合	１７
	災害発生届	災害が発生した場合	１８
	工事施行状況報告書	毎年５月１日現在における工事の施行状況を当該月の１５日までに提出	１９－１
	工程表	施行状況報告書に添付	１９－２
	地位承継届	許可を受けた者の相続人、又は土地の所有権等権原を取得した場合	２０
その他	変更内容（記載例）	変更許可申請書若しくは変更届に添付	
	洪水調節池等の検討方法		

様式１

林　地　開　発　許　可　申　請　書

年　　月　　日

山口県知事　　様

住所
氏名
(電話　　局　　番)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第１０条の２第１項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	市 大字　　字　　番 郡　　町
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備　　考	

注１　申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

２　面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第４位まで記載すること。

３　開発行為に係る森林の所在場所及び森林の土地の面積は、事業区域内の森林(残置森林を除く)について記載する。

４　着手、完了予定年月日は、工程表と合致させること。

５　開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続きを必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

６　開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式２

計　画　説　明　書

１．開発行為に係る事業又は施設の名称

２．事業区域面積

＿＿＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ａ）

３．開発行為をしようとする森林の区域の面積

＿＿＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｂ）

４．開発行為に係る森林の土地の面積

＿＿＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ｃ）

５．切土、盛土又は捨土の工法及び土量

（１）　工法

（２）　土量

切土＿＿＿＿＿＿ｍ^3　盛土＿＿＿＿＿＿ｍ^3　捨土＿＿＿＿＿＿ｍ^3

６．防災施設等の設計根拠（仮設の施設を設置する場合には、その設計根拠を含む。）

７．造成する森林について

(1) 森林の土地に造成する面積　＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・（Ｅ）

(2) 森林以外の土地に造成する面積　＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・（Ｉ）

(3) 植栽樹種及び本数

８．造成する緑地について

(1) 森林の土地に造成する面積　＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・（Ｆ）

(2) 森林以外の土地に造成する面積　＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・（Ｊ）

(3) 具体的緑化方法

９．残置する森林

(1) 残置森林（１６年生以上）　＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・（Ｄ）

(2) 幼齢林（１５年生以下）　＿＿＿＿＿＿ｈａ・・・・・・・・・・（Ｄ'）

１０．残置森林率（別荘地、スキー場、ゴルフ場、レジャー施設等）

$$\frac{(D)}{(B)} \times 100 = \frac{\quad}{\quad} \times 100 = \qquad (\%)$$

１１．森林率

(1)　ゴルフ場、レジャー施設等、工場・事業場

$$\frac{(D+D'+E+I)}{(B)} \times 100 = \frac{\quad}{\quad} \times 100 = \qquad (\%)$$

(2) 住宅

$$\frac{(D+D'+E+F+I+J)}{(B)} \times 100 = \frac{\quad}{\quad} \times 100 = \qquad (\%)$$

１２．周辺の水利用の実態及び水量の確保・水質の悪化防止措置

１３．周辺の地域の森林施業への配慮事項

１４．周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮事項

１５．全体計画及び期別計画の概要

１６．変更理由（許可を受けた内容を変更する場合）

１７．捨土の処理計画

１８．開発行為に係る土地の面積の規模の設定根拠

１９．残置し、又は造成する森林又は緑地の管理方法

２０．一時的に利用する土地の利用後における回復方法

２１．防災施設等の維持管理の方法

(1) 施行中

（ア）点検のスケジュール

（イ）個別の点検項目

（ウ）点検結果に応じて必要となる対応

（エ）点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法

(2) 完了後

（ア）点検のスケジュール

（イ）個別の点検項目

（ウ）点検結果に応じて必要となる対応

（エ）点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法

２２．その他

注　「２１．防災施設等の維持管理の方法」の記載について

開発行為の施行中及び完了後における維持管理の方法として、以下の内容を記載すること。

（ア）点検のスケジュール

点検対象、及び点検時期又は点検頻度を記載することとし、点検時期は「○月」、点検頻度は「○か月ごと」のように具体的に付すこと（「洪水期に○回」などのように、具体的な時期が不明確となる記載は避けること）。

（イ）個別の点検項目

防災施設等の損傷状況、土砂の堆積状況等を記載すること。

（ウ）点検結果に応じて必要となる対応

損傷箇所の修繕、堆積した土砂の除去等を記載すること。

（エ）点検結果及び点検結果を踏まえた対応状況の記録方法

点検又は対応した箇所ごとに記録すること。

様式３

資　金　計　画　書

収支計画　　（単位：千円）

科目 ＼ 年度		総額	年度別計画				
			年度	年度	年度	年度	年度
収入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	補助負担金						
	計						
支出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	造成工事						
	防災施設工事						
	緑化工事						
	付帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入償還金						
	計						

注　収入が自己資金の場合は預金残高証明、借入金の場合は融資証明等、処分収入の場合はその根拠を添付すること。

様式４

開　発　区　域　内　等　権　利　者　一　覧　表

物件の種類	所　在　地	面　積	権利の種類	権利者の氏名	同意の有　無	開発行為に係る森林	残置森林	造成森林・造成緑地	備考
		㎡							

注１　「物件の種類」の欄には、土地、建物等の別を記載すること。
注２　「権利の種類」の欄には、所有権、抵当権等の別を記載すること。
注３　「同意の有無」の欄には、その旨を記載し、協議中の場合には、備考欄にその旨を記載すること。
注４　「開発行為に係る森林」、「残置森林」、「造成森林・造成緑地」の欄には、該当する地番に『○』を記載すること。
注５　同一物件に権利者が２人以上ある場合は、次の記入例のとおり記載すること。

記入例

	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	備　　考	
	所　有　権	○　○　○　○	有		
	〃	□　□　□　□	有		
	抵　当　権	×　×　×　×	有		
	地　上　権	△　△　△　△	有		

注６　権利者が死亡している場合等は次の記入例のとおり記載すること。

記入例

	権利の種類	権利者の氏名	同意の有無	備　　考	
	所　有　権	○　○　○　○	死　　亡		
	相続関係者	□　□　□　□	有	相続関係図参照	
	〃	×　×　×　×	有		
	〃	△　△　△　△	有		

※戸籍謄本及び相続関係図を添付すること。

注７　事業区域内と事業区域外の権利者は別葉とすること。
注８　開発行為に係る森林の外側に林帯幅３０メートル以上の残置森林を確保し、隣接土地所有者の同意を取得していない場合は備考欄にその旨記載すること。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式５

開　発　行　為　の　同　意　書

年　　月　　日

様

権利者　住所
氏名　　印
（電話　　）

私が権利を有する下記の物件について、開発行為又は開発行為に関する工事を行うことに同意します。

記

物件の種類	所在地	面積	権利の種類	備考
		㎡		

注１　権利者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載すること。
注２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式６

開　発　行　為　の　同　意　書

年　　月　　日

様

利害関係者住所
氏名又は名称　　印
（電話　　）

あなたが行う開発行為又は開発行為に関する工事について異議なく同意します。

記

１．開発行為に係る森林の所在場所

市
大字　　字　　番地　外　　筆
郡　　町

２．開発行為の目的

３．利害関係の種別
（例　隣接土地所有者、水利権者、漁業権者、地元自治会長等）

４．同意の対象となる土地の所在場所（該当番地について全て記入）

注１　記の４については隣接土地所有者が同意する場合についてのみ記載すること。
注２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

備考：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式７

他 法 令 関 係 手 続 き 一 覧 表

番号	法　令　種	該当の有無	許認可済	申 請 中	年 月 日
１	都 市 計 画 法				
２	盛 土 規 制 法				
３	国 有 財 産 法				
４	農　　振　　法				
５	農　　地　　法				
６	採　　石　　法				
７	自 然 公 園 法				
８	道　　路　　法				
９	河　　川　　法				
１０	砂　　防　　法				
１１	文 化 財 保 護 法				
１２	廃 棄 物 処 理 法				
１３	鳥 獣 保 護 法				
１４	土壌汚染対策法				

注１　必要に応じて法令種を追加すること。
　２　年月日欄に許認可日または申請日等を記載すること。
　３　手続き中の場合は申請書等の写しを添付し、許認可済の場合は許認可書の写しを添付すること。
　４　事前協議中の場合は、その旨を年月日欄に記載し、必要に応じて協議経過等を添付すること。

様式８

残置森林等の管理に関する確約書

年　　月　　日

山口県知事　　様

申　請　者　住　所
氏　名　　印

森林所有者　住　所
氏　名　　印

次の残置森林等について下記のとおり維持管理することを確約します。

開発行為に係る所在場所

市
大字　　字　　番
郡　　町

開発行為をしようとする森林の区域及び面積
別図のとおり　　ｈａ

残置又は造成する森林又は緑地の区域及び面積
別図のとおり　　ｈａ

記

（残置森林等の保存）
１．残置森林等は他の目的には一切転用いたしません。
（地域森林計画の遵守）
２．残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。
（造林の実施）
３．残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。
（保育の実施）
４．残置森林等のうち、造成した森林又は緑地については、活着するまでの間散水等の措置を講じます。
　その他、下刈、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業を行います。
（確約事項の承継）
５．残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この確約事項を当該権利者に承継します。
（県への協議）
６．やむを得ず立木を伐採する必要が生じるなど、本確約事項の履行が困難となる事態が発生する場合は、あらかじめ、県に対応を協議します。

注１　申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
　２　森林所有者が申請者以外の場合は、原則として森林所有者との連名のものとする。
　３　開発行為に係る所在場所は、事業区域全体について記載すること。
　４　残置又は造成する森林又は緑地の区域及び面積は、残置森林及び造成森林、造成緑地の面積を合計したもの（集計表D＋D’＋E＋F＋I+J）を記載すること。

様式９

排 水 施 設 流 量 計 算 書

水路番号	区域記号	雨水流出量								排水施設流出量							
		集水区域面積 (ha)	集水区域の利用区分面積				平均流出係数 f	雨量強度 r (mm/h)	雨水流出量 Q1 (m^3/sec)	種類規格	流水断面積 A (m^2)	粗度係数 n	水路勾配 I(%) $I^{1/2}$	径深 R $R^{2/3}$	平均流速 V (m/sec)	流下能力 Q2 (m^3/sec)	安全率
			裸地 (ha)	林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)											

注：工事中及び工事完了後をそれぞれ記載すること。
　　集水区域図を添付すること(水路毎の集水区域内の利用区分面積を示したもの)。

様式１０

流 出 土 砂 貯 留 施 設 計 算 書

区分	集水区域面積 ha	集水区域の利用区分及び流出土砂量																貯砂施設				
		裸地				林地				草地								計	種類	構造	貯砂量	安全率
		面積 ha	流出土砂量 ha当たり m³／年	期間	土砂量 m³	面積 ha	流出土砂量 ha当たり m³／年	期間	土砂量 m³	面積 ha	流出土砂量 ha当たり m³／年	期間	土砂量 m³	面積 ha	流出土砂量 ha当たり m³／年	期間	土砂量 m³	m³				

注：集水区域図を添付すること（貯砂施設毎の集水区域内の利用区分面積を示したもの）。

様式１１

集計表　　（単位：㎡）

区分			記号	全体	開発地
現況が森林の土地	残置するところ	残置森林	（D）		
		幼齢林	（D’）		
	開発するところ	造成森林	（E）		
		造成緑地	（F）		
		その他	（G）		
	小計		（B）		
現況が森林でない土地	残置するところ		（H）		
	開発するところ	造成森林	（I）		
		造成緑地	（J）		
		その他	（K）		
	小計		（L）		
合計			（A）		

（A）＝（B）＋（L）
（B）＝（D）＋（D’）＋（E）＋（F）＋（G）
（C）＝（E）＋（F）＋（G）
（L）＝（H）＋（I）＋（J）＋（K）

面積計算表（プラニメーターにより計測した場合）

区分	測定値			平均値	（係数：　） 面積㎡
	第１回目	第２回目	第３回目		

注）３回測定し平均値を記載する。

面積計算表（CAD等により計測した場合）

区分	（係数：　） 面積㎡

様式１２

地域住民説明会等概要書

年　　月　　日

山口県知事　　様

住 所
氏 名

太陽光発電施設の設置を目的とした当該開発行為について、下記のとおり事前に地域住民の理解を得るための取組を実施しました。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	
住民説明会等に対する 市町長の意向	
地域住民への 事前説明方法	
住民説明会等の時期 及び対象者	
地域住民等の意見 及び要望等	
意見及び要望等への 対応方針	

注１　太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為を行う際に申請書に添付すること。なお、風力発電施設の設置等の場合に本様式を使用する際は、本文を適宜修正の上、使用すること。
２　住民説明会等を実施するに当たり関係市町長の意向を確認すること。
３　住民説明会が必要ないと判断した場合は、その経緯を「地域住民への事前説明方法」に記載すること。
４　様式に記載しきれない場合は、別紙を添付すること。

様式１３

林地開発許可事項変更許可申請書

年　　月　　日

山口県知事　　様

住所
氏名
(電話　　局　　番)

下記のとおり林地開発許可に係る事項を変更したいので、森林法施行細則第４条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">許可の年月日及び番号</td><td colspan="3">年　月　日　指令　第　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更後の開発行為に係る森林の所在場所</td><td colspan="3">市
郡　町　大字　字　番</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更の内容</td><td rowspan="2">面積の変更の場合</td><td>区　分</td><td>変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td>開発行為に係る森林の土地の面積</td><td>ｈａ</td><td>ｈａ</td></tr>
<tr><td>開発行為をしようとする森林の区域の面積</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の変更の場合</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">完了予定年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
</table>

注　１　申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
２　変更前には、許可を受けた面積を記載する。
３　開発行為をしようとする森林の区域の面積は、事業区域内の森林の区域の面積(残置森林を含む)を記載する。
４　当該変更に係る図面、その他必要な書類を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式１４

林地開発許可事項変更届

年　　月　　日

山口県知事　　様

届出者住所
氏　名
（電話　　局　　番）

下記のとおり林地開発許可に係る事項を変更したいので、森林法施行細則第４条第３項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

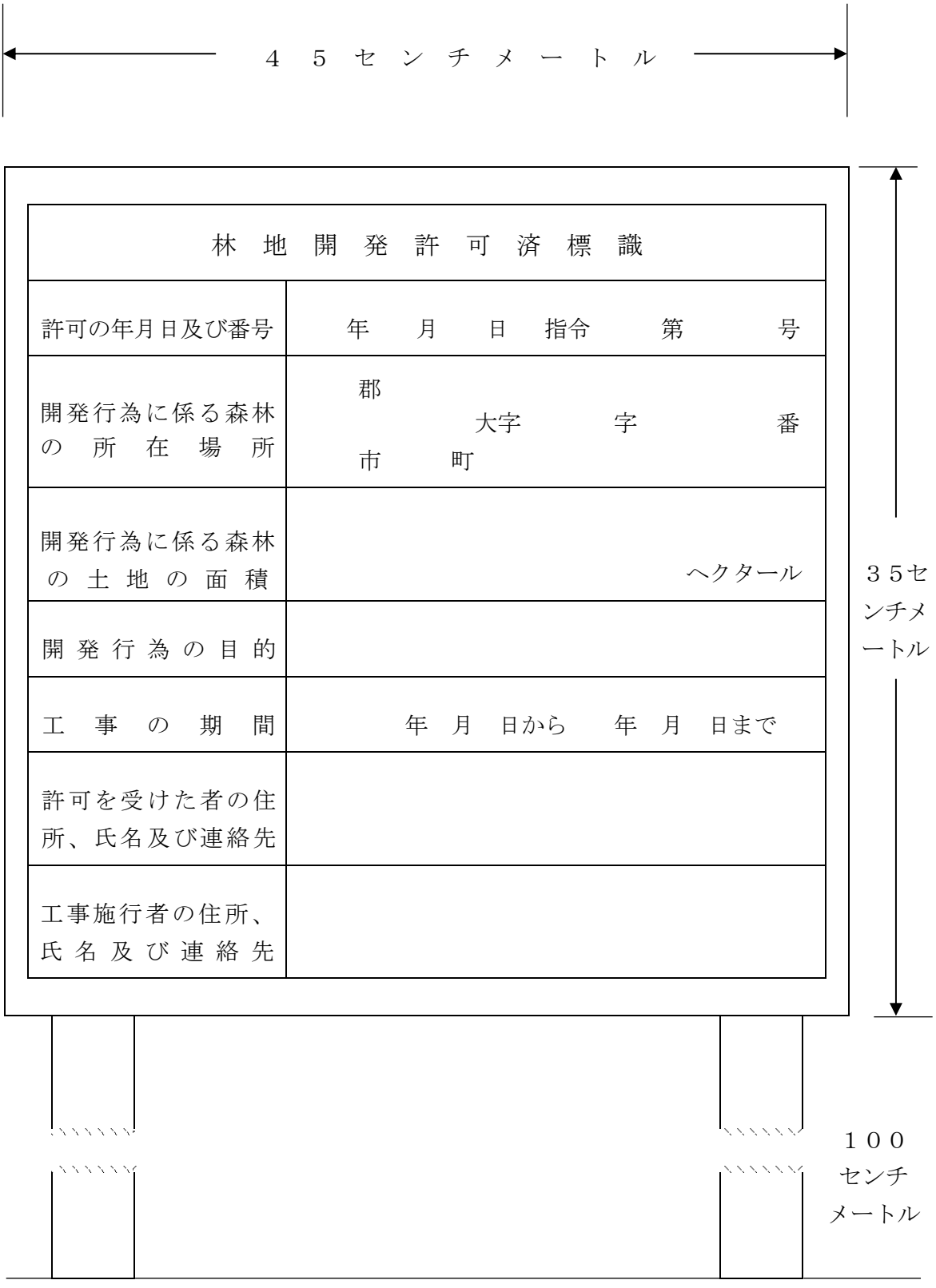
記

<table>
<tr><td colspan="2">許可の年月日及び番号</td><td colspan="3">年　　月　　日　指令　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更後の開発行為に係る森林の所在場所</td><td colspan="3">市
郡　　町　　大字　　字　　番</td></tr>
<tr><td rowspan="3">変更の内容</td><td rowspan="2">面積の変更の場合</td><td>区　　分</td><td>変　更　前</td><td>変　更　後</td></tr>
<tr><td>開発行為に係る森林の土地の面積</td><td>ｈａ</td><td>ｈａ</td></tr>
<tr><td>開発行為をしようとする森林の区域の面積</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の変更の場合</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">完了予定年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
</table>

注　１　届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
２　変更前には、許可を受けた面積を記載する。
３　開発行為をしようとする森林の区域の面積は、事業区域内の森林の区域の面積（残置森林を含む）を記載する。
４　当該変更に係る図面、その他必要な書類を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式１５


４５センチメートル
林地開発許可済標識
許可の年月日及び番号
年　月　日　指令　第　号
開発行為に係る森林の所在場所
郡
大字　字　番
市　町
開発行為に係る森林の土地の面積
ヘクタール
開発行為の目的
工事の期間
年　月　日から　年　月　日まで
許可を受けた者の住所、氏名及び連絡先
工事施行者の住所、氏名及び連絡先
３５センチメートル
１００センチメートル

様式１６

着　手
工　事
完　了　届
工区工事完了

年　　月　　日

山口県知事　　様

届出者　住　所
氏　名
（電話　　局　　番）

に　着　手　　第６条
下記のとおり林地開発許可に係る工事を　完　了したので、森林法施行細則　第８条
工区の工事を完了

の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年　　月　　日　指令　　第　　号
着　手 工　事　　年　月　日 完　了	年　　月　　日
備　　考	

注　１　届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
２　着手届にあっては、林地開発許可済標識の設置状況写真を添付すること。
３　工区工事完了届にあっては、「備考」欄に完了した工区毎の面積（ヘクタール）を記入すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式１７

中　止
工　事　廃　止　届
再　開

年　　月　　日

山口県知事　　様

届出者　住　所
氏　名
（電話　　局　　番）

下記のとおり林地開発許可に係る工事を 中止／廃止／再開 したいので、森林法施行細則第７条の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年　　月　　日　指令　　第　　号
工事 中止／廃止／再開 年月日	年　　月　　日
工事 中止／廃止／再開 の理由	
工事 中止／廃止／再開 に伴う措置	

注　１　届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
２　開発許可に係る工事を中止又は廃止したときの土地の状況及び防災対策等を明らかにした図書及び写真を添付すること。
３　中止する場合には、その期間における防災対策及び維持管理の計画書等を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式１８

災　害　発　生　届

年　　月　　日

山口県知事　　様

届出者　住　所
氏　名
（電話　　局　　番）

下記のとおり林地開発許可に係る区域において災害が発生したので、森林法施行細則第９条の規定により届け出ます。

記

許可の年月日及び番号	年　　月　　日　指令　　第　　号
災害の発生年月日	
災害の発生場所	市 大字　　字　　番 郡　　町
被害の状況	
応急措置	

注　１　届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
　　２　災害の発生場所を表示する図面及び被害の状況を表示する写真等を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式１９－１

工　事　施　行　状　況　報　告　書

年　　月　　日

山口県知事　　様

届出者　住　所
氏　名
（電話　　局　　番）

年　　月　　日指令　　第　　号により許可を受けた林地開発許可に係る工事の施行状況について森林法施行細則第１０条の規定により報告します。

注　１　届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
２　工事の施行工程表(様式19-2)を添付すること。
３　工事の施行状況等を表示する写真を添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４とする。

様式１９－２

工　　程　　表

林地開発行為に係る森林の所在場所	市 郡　　町大字　　字　　番		
開発行為の目的		開発許可面積	
着手年月日		完了予定年月日	

工事の種別	進捗率（%） 0　20　40　60　80　100	進捗率
全　　体		

注１　工事の種別の欄には、許可申請時に添付する工程表の工種を記載すること。具体的には、付帯工事、切土工事、盛土工事、沈砂池設置工事、排水工事、緑化工事、捨土工事などを記載する。

２　工事の進捗状況を示す写真を添付すること（全景写真、施行写真、沈砂池及び排水施設等防災施設の設置写真、緑化及び植栽写真、許可済標識写真）。

防災施設の維持管理状況

名　　称 (沈砂池、排水施設等)	内　　容 (沈砂池の堆砂量や浚渫時期及び排水施設等の点検・整備や清掃等の維持管理状況)

様式 ２０

地 位 承 継 届

年　　月　　日

山口県知事　　様

届出者　住 所
氏 名
（電話　　局　　番）

下記のとおり地位を承継したので、森林法施行細則第11条第2項の規定により届け出ます。

記

林地開発許可の年月日及び番号		年　月　日　指令　第　号
林地開発許可に係る森林の所在場所		市 郡　町　大字　字　番
林地開発許可に係る森林の土地の面積		ヘクタール
開発行為の目的		
被承継人	住　所	
	氏　名	
承継年月日		年　月　日
承継の原因		

注1　届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2　次の書類を添付すること。

・被承継人から承継人へ地位を承継した旨の書類

・承継した者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

・資力及び信用があることを証する書類

・事業区域の土地の登記事項証明書

・開発区域内の権利者及び周辺権利者の一覧表及び同意書

・残置森林の管理に関する確約書

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(変更内容)

※ 変更許可申請書若しくは変更届に、下記表を記載の上添付してください。

記載例

変　　更　　内　　容			
区　　分	変　更　前	変　更　後	増・減
開発行為に	○○市大字○○字○○　○○番地		減　２筆
係る森林の	〃　　△△番地		
所在場所		○○市大字○○字○○　□□番地	増　２筆
		○○市大字○○字○○　××番地	
防災施設	沈砂地　　２基　315.0㎥	沈砂地　　３基　854.0㎥	増　１基
			増539.0㎥
雨水排水施設	素堀水路　500 × 500　250.0m	素堀水路　500 × 500　410.0m	増160.0m
	〃　200 × 1,600　6.0m	—	減 6.0m
		〃　1,400 × 400　8.0m	増 8.0m
		〃　600 × 1,000　8.0m	増 8.0m
		〃　400 × 400　196.0m	増196.0m
〃	ヒューム管　φ500　14.0m	ヒューム管　φ500　26.0m	増12.0m
		〃　φ600　21.5m	増21.5m
		U字水路　400 × 400　18.0m	増18.0m

洪水調節池等の検討方法

１　開発行為による影響を最も強く受ける地点（ネック地点）の選定

① 開発行為をする森林の下流において、狭窄部選出に係る調査を行う

○調査範囲

開発行為に伴うピーク流量の増加率が 1%以上の区域

※この区域に関わらず開発地の下流に 2 級河川がある場合は、事前に河川管理者に相談すること

○調査内容

・放流先の流下経路及び狭窄部（調査地点）

・調査地点の流下能力（断面図、写真等添付。河床勾配は上下流 100m の平均勾配とする。）

・調査地点の流域面積

・河川等の種類及び管理者

（一級河川、二級河川、準用河川、普通河川、農業用水路、法定外水路等）

② 林地開発許可申請前に河川等の管理者と協議を行い、ネック地点及び許容放流量を決定する

＜協議内容＞

・調査地点の選定

・適用する雨量強度の選定

30 年確率雨量強度を基本とし、河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50 年確率雨量強度を用いることとする。なお、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

・流下能力の算定（流下断面の決定）

・開発行為に伴う流域の変更

・ネック地点（許容放流量が最も小さい地点）の選定　等

⇩

開発中及び開発後の３０年（５０年）確率雨量強度におけるピーク流量が流下不可能な調査地点あり・・・洪水調節池等が必要

ネック地点の選定　←**河川等の管理者から同意を得る**

⇩

開発中及び開発後の３０年（５０年）確率雨量強度におけるピーク流量が全調査地点で流下可能・・・洪水調節池等不要

２ 洪水調節池等の容量の決定

１－②で選定したネック地点において、以下の要件をいずれも満たす容量を算出する

（同時に森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号により設置する洪水調節池等、同項第 1 号の 2 により設置する洪水調節池等のそれぞれの 技術的基準を満たすもの）

○30 年（50 年）確率雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前以下まで調節する。

○流下可能な開発前のピーク流量に対応する雨量強度(n 年確率雨量強度)において、開発中及び開発後のピーク流量を流下能力以下まで調節する。

ただし、3 年確率で想定される雨量強度における開発前のピーク流量が流下能力を超える場合、この超える流量も調節できる容量とする。

Ⅵ 参 考 資 料

名　　称	備　　考
土地利用規制関係法一覧表	
切土に対する標準のり面勾配	
盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配	
山口県降雨強度曲線式	山口県河川課（平成27年4月改定）
マニングの粗度係数	
林地開発許可に係る各種書類作成一覧表	
林地開発許可制度の体系	
林地開発許可制度に関する相談先・担当窓口	

土地利用規制関係法一覧表

法令等	条項	内容	担当課
各市町管理条例		法定外公共物（占有） 法定外公共物（用途廃止）	市町担当課
都市計画法	第２９条	開発行為の許可　知事又は事務移譲市町長	建築指導課
都市計画法第58条第1項に基づく市町条例		風致地区内行為許可　市町長	市町担当課
宅地造成及び特定盛土等規制法	第８条	宅地造成に関する工事の許可 知事又は事務移譲市町長	建築指導課 森林整備課
農地法	第４条	農地転用の許可（権利移動を伴わないもの） ・４haを超えるもの（光市、柳井市は２haを超えるもの）　知事 ・４ha以下のもの（光市、柳井市は２haを以下のもの） 事務移譲市町長	農業振興課
	第５条	農地転用の許可（権利移動を伴うもの） ・４haを超えるもの（光市、柳井市は２haを超えるもの）　知事 ・４ha以下のもの（光市、柳井市は２haを以下のもの） 事務移譲市町長	
自然公園法	第２０条	特別地域内行為許可 ・国立公園　環境大臣又は知事 ・国定公園　知事	自然保護課
	第３３条	普通地域内行為届 ・国立公園　環境大臣又は知事 ・国定公園　知事	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第２９条	特別保護地区内行為許可　知事	
山口県立自然公園条例	第１２条	特別地域内行為許可　知事	
	第１４条	普通地域内行為届　知事	

法　令　等	条　項	内　　容	担　当　課
山口県自然環境保全条例	第　１　８　条	緑地環境保全地域行為届　　知事	自然保護課
水質汚濁防止法	第　５　条	特定施設の設置届　　知事又は下関市長	環境政策課又は下関市環境政策課
大気汚染防止法	第　６　条 第　１　８　条	ばい煙発生施設設置の届出 知事又は下関市長 一般粉じん発生施設設置の届出 知事又は下関市長	
土壌汚染防止法	第４条第１項	一定規模以上の土地形質変更の届出 知事又は下関市長	
ダイオキシン類対策特別措置法	第１２条第１項	特定施設の設置の届出 知事又は下関市長	
山口県公害防止条例	第　２　２　条 第　３　５　条	指定工場の設置許可　　知事 特定施設設置届　　知事	環境政策課
採　石　法	第　３　３　条	採石採取計画の認可　知事又は事務移譲市町長	産業政策課
砂利採取法	第　１　６　条	砂利採取計画の認可　知事又は事務移譲市町長	
道　路　法	第　２　４　条 第　３　２　条	道路工事施行承認　　道路管理者 道路占用許可　　道路管理者	国・県・市町の道路担当課
河　川　法	第　２　３　条 第　２　４　条 第　２　５　条 第　２　６　条 第　２　７　条 第　５　５　条	流水の占用の許可　　河川管理者 土地の占用の許可　　河川管理者 土石等の採取の許可　　河川管理者 工作物の新築等の許可　　河川管理者 土地の堀削等の許可　　河川管理者 河川保全区域内の行為の許可 河川管理者	河　川　課
砂　防　法	第　４　条	砂防指定地内行為許可　　知事	砂　防　課
地すべり等防止法	第　１　８　条	地すべり防止区域内許可　　知事	

法　令　等	条　　項	内　　容	担　当　課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第　７　条	急傾斜地崩壊危険区域内許可　　知事	砂　防　課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第　１　０　条	特定開発行為の制限　　知事	
文化財保護法	第９３条第１項 第９４条第１項	土地の発掘に関する届出　　知事 土地の発掘に関する通知　　知事	文化振興課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第８条第１項 第１５条第１項	一般廃棄物処理施設の設置許可 知事又は下関市長 産業廃棄物処理施設の設置許可 知事又は下関市長	廃棄物・リサイクル対策課又は下関市廃棄物対策課

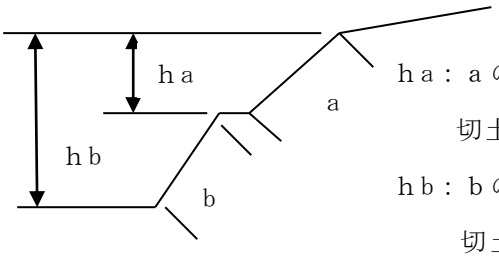
切土に対する標準のり面勾配

地山の土質及び地質		土　工　指　針	
		切 土 高	勾　　配
硬岩	硬岩		1:0.3～1:0.8
	中硬岩		
軟岩	軟岩Ⅱ		1:0.5～1:1.2
	軟岩Ⅰ		
砂			1:1.5～
砂　質　土	密実なもの（N値 20 超える）	5m以下	1:0.8～1:1.0
		5～10m	1:1.0～1:1.2
	密実でないもの（N値 20 以下）	5m以下	1:1.0～1:1.2
		5～10m	1:1.2～1:1.5
砂利または岩塊混り砂質土	密実なもの又は粒度分布の良いもの	10m以下	1:0.8～1:1.0
		10～15m以下	1:1.0～1:1.2
	密実でないもの又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0～1:1.2
		10～15m以下	1:1.2～1:1.5
粘性土等		10m以下	1:0.8～1:1.2
岩塊または玉石混りの粘性土		5m以下	1:1.0～1:1.2
		5～10m	1:1.2～1:1.5

注）

①上表の標準勾配は地盤条件、切土条件等により適用できない場合がある。

②土質構成等により単一勾配としないときの切土高及び勾配の考え方は下図のようにする。



ha：aのり面に対する切土高

hb：bのり面に対する切土高

◇勾配は小段を含めない。

◇勾配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

③シルトは粘性土に入れる。

④上記以外の土質は別途考慮する。

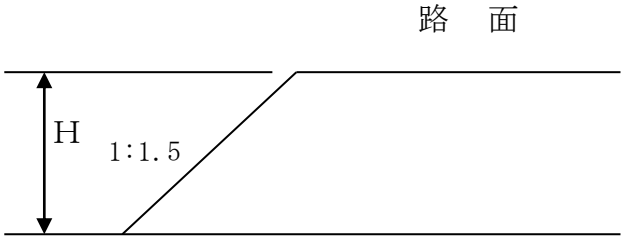
※道路土工―切土工・斜面安定指針抜粋（平成 21 年度版、日本道路協会発刊）

盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配

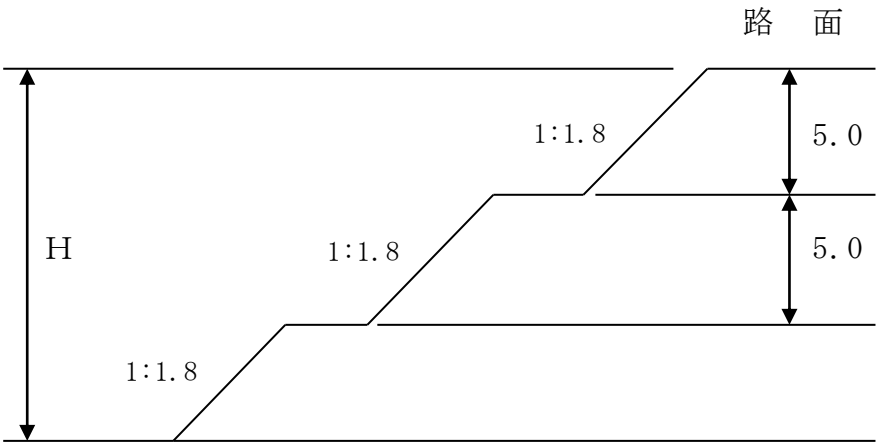
盛 土 材 料	盛 土 高	勾　　配	摘　　要
粒度の良い砂(SW) 礫及び細粒分混じり 礫(GM、GC、GW、GP)	5m以下	1:1.5～1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 （　）の統一分類は代表的なものを参考に示す。 標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5～15m	1:1.8～1:2.0	
粒度の悪い砂（SP）	10m以下	1:1.8～1:2.0	
岩塊（ずりを含む）	10m以下	1:1.5～1:1.8	
	10～20m	1:1.8～1:2.0	
砂質土(SM、SC)、硬い粘質土、硬い粘土（洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど）	5m以下	1:1.5～1:1.8	
	5～10m	1:1.8～1:2.0	
火山灰質粘性土（VH2）	5m以下	1:1.8～1:2.0	

注）盛土高とは、のり肩とのり尻の高低差をいう。

○盛土高（H）が 5m以下の場合



○盛土高（H）が 5m以上の場合



※道路土工―盛土工指針抜粋（平成 22 年度版、日本道路協会発刊）

山口県降雨強度曲線式

平成２７年４月改訂

山　口　県　河　川　課

1. 降雨強度曲線式の適用について

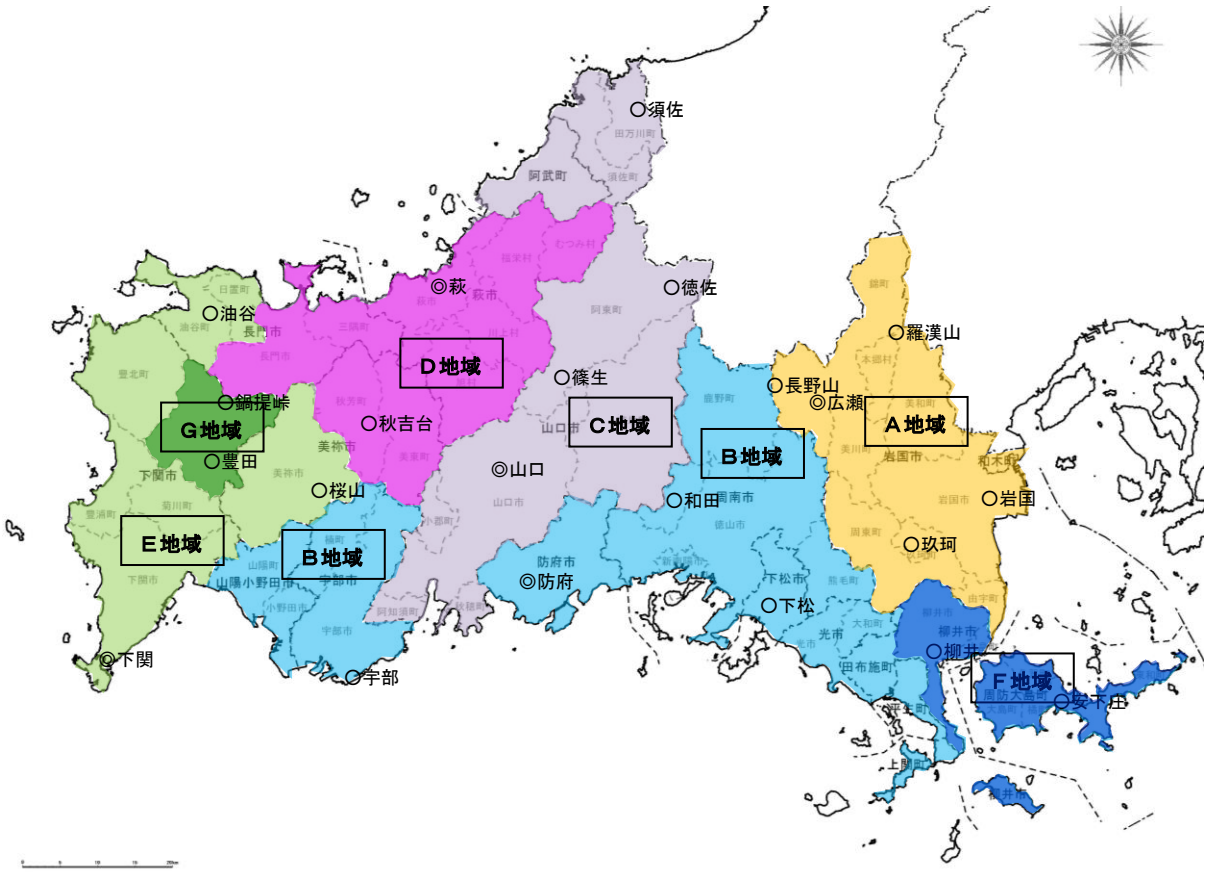
山口県降雨強度曲線式を適用する地域区分は、**表－１**及び**図－１**のとおりとし、地域区分ごとの降雨強度曲線式は、**図－２**から**図－８**のとおりとする。

なお、Ｆ地域（柳井市、周防大島町）及びＧ地域（旧豊田町）については、Ｃ地域（代表観測所：山口）の降雨強度曲線式で求めた値を補正して用いること。

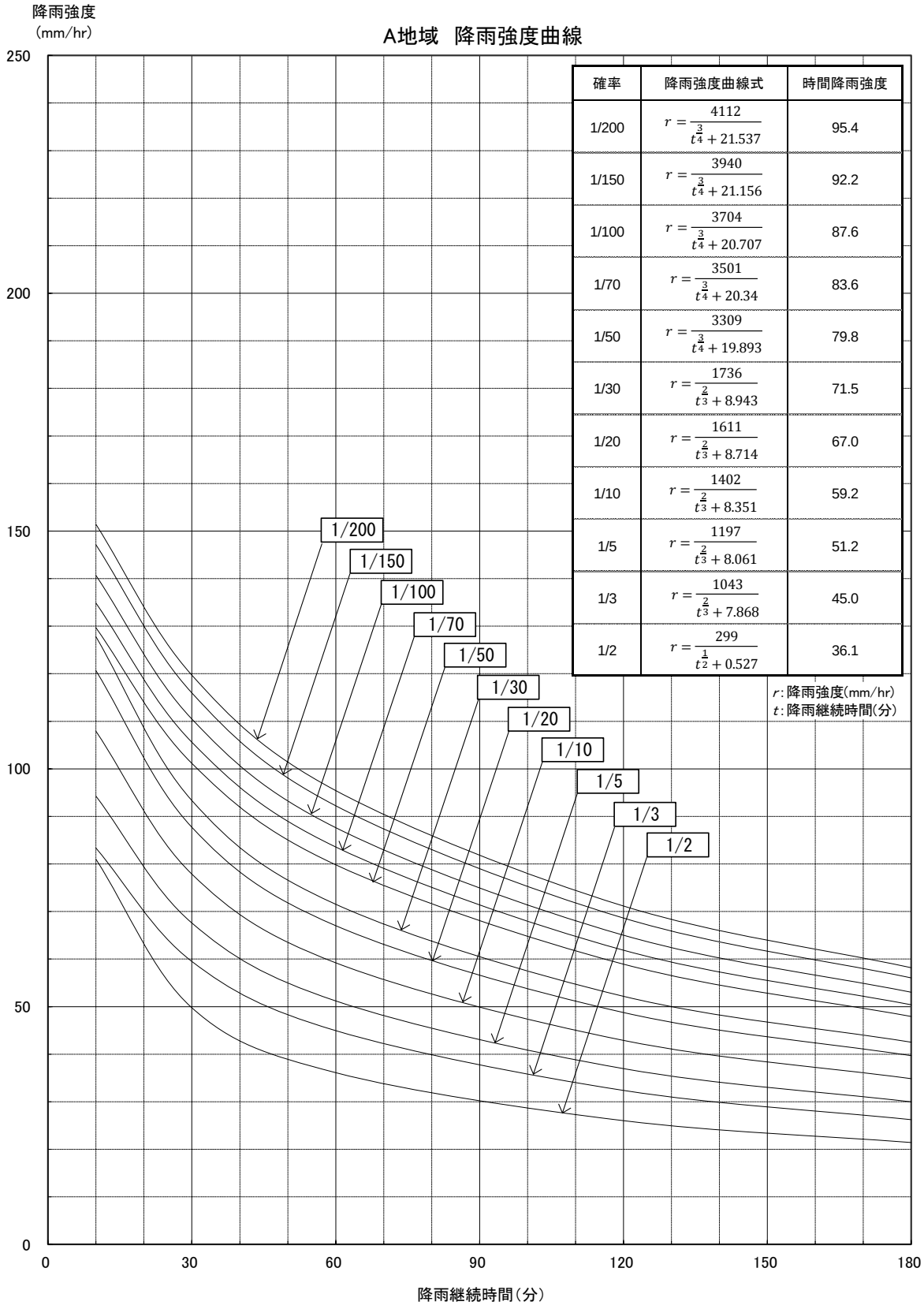
また、河道計画の基本的な考え方や計画規模、および計画高水流量の算定については、「河川海岸技術マニュアル（河川編）平成１４年３月　山口県土木建築部河川課」のうち、「第３章　河川改修計画」を参照のこと。

表－１　降雨強度曲線式の適用区分

地域区分	代表観測所	該当市町村	備　考
Ａ地域	広瀬	岩国市、和木町	
Ｂ地域	防府	防府市、周南市、下松市、光市、平生町、上関町、宇部市、山陽小野田市、田布施町	
Ｃ地域	山口	山口市、萩市北部、阿武町	
Ｄ地域	萩	萩市南部、美祢市北部、長門市東部	
Ｅ地域	下関	下関市（旧豊田町を除く）、長門市西部、美祢市南部	
Ｆ地域	山口	柳井市、周防大島町	補正して適用
Ｇ地域	山口	旧豊田町	補正して適用



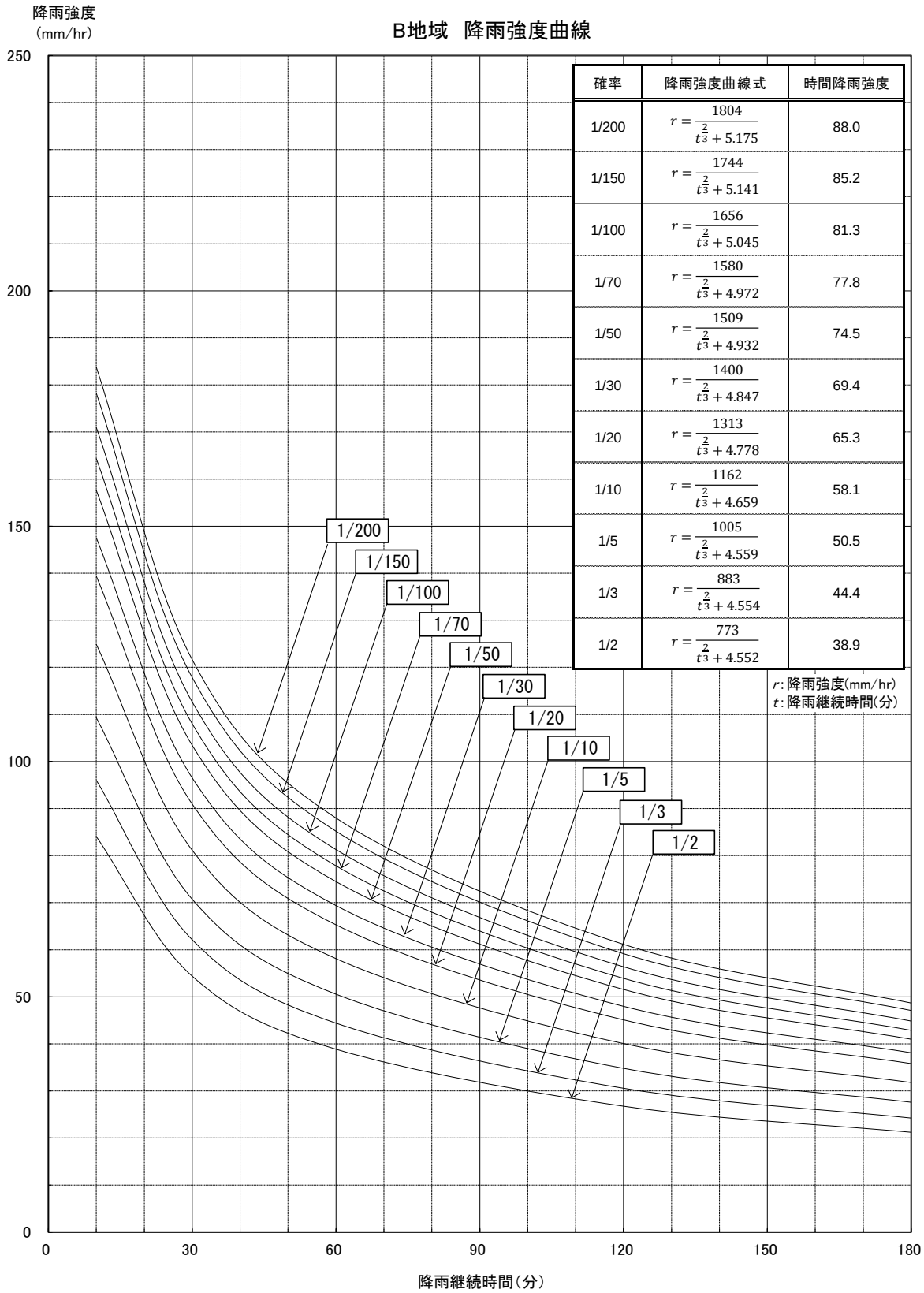
図－１　降雨強度曲線式の適用区分図



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{4112}{t^{\frac{3}{4}}+21.537}$	95.4
1/150	$r=\frac{3940}{t^{\frac{3}{4}}+21.156}$	92.2
1/100	$r=\frac{3704}{t^{\frac{3}{4}}+20.707}$	87.6
1/70	$r=\frac{3501}{t^{\frac{3}{4}}+20.34}$	83.6
1/50	$r=\frac{3309}{t^{\frac{3}{4}}+19.893}$	79.8
1/30	$r=\frac{1736}{t^{\frac{2}{3}}+8.943}$	71.5
1/20	$r=\frac{1611}{t^{\frac{2}{3}}+8.714}$	67.0
1/10	$r=\frac{1402}{t^{\frac{2}{3}}+8.351}$	59.2
1/5	$r=\frac{1197}{t^{\frac{2}{3}}+8.061}$	51.2
1/3	$r=\frac{1043}{t^{\frac{2}{3}}+7.868}$	45.0
1/2	$r=\frac{299}{t^{\frac{1}{2}}+0.527}$	36.1

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

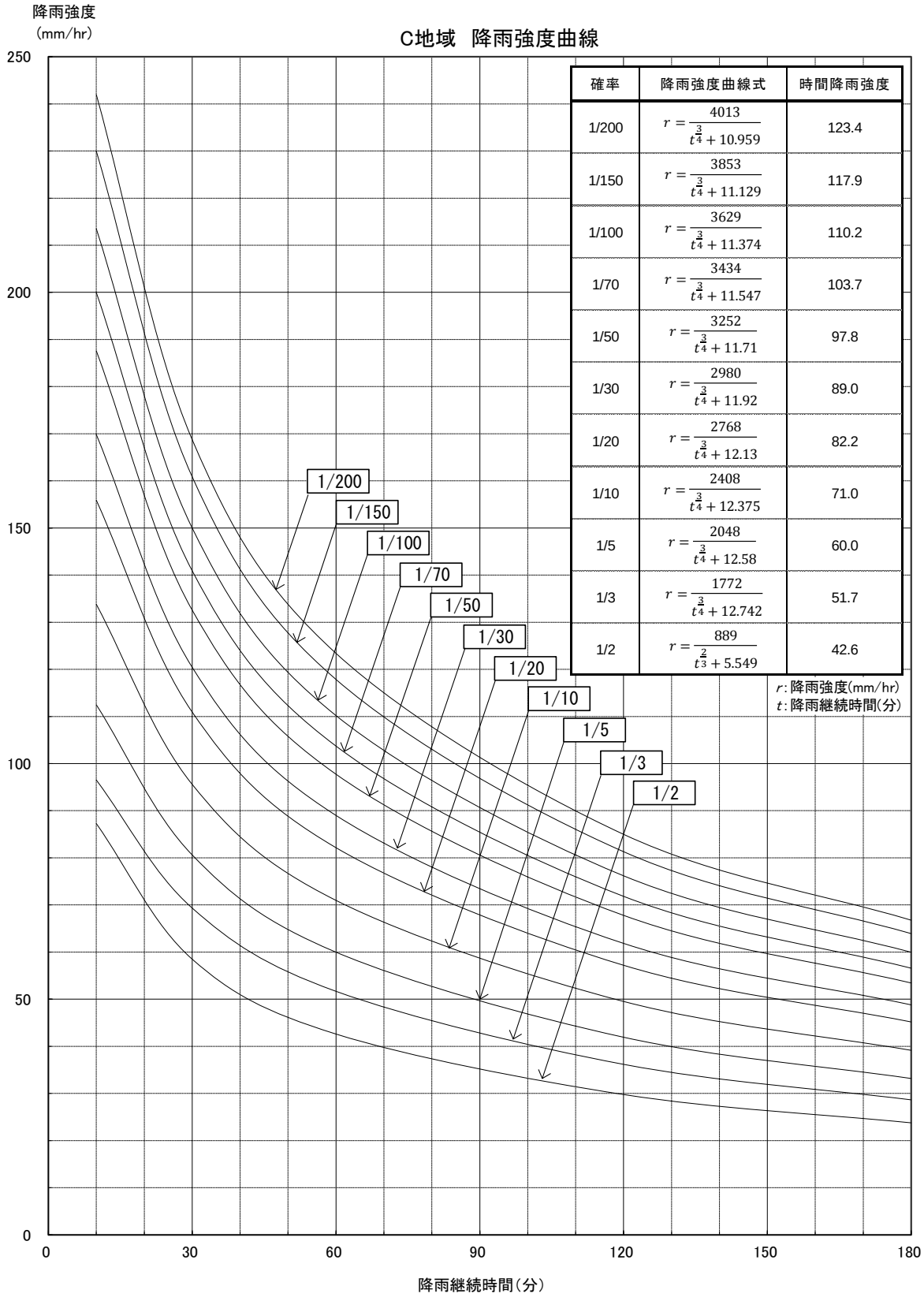
図－２　Ａ地域 降雨強度曲線【代表観測所：広瀬】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{1804}{t^{\frac{2}{3}}+5.175}$	88.0
1/150	$r=\frac{1744}{t^{\frac{2}{3}}+5.141}$	85.2
1/100	$r=\frac{1656}{t^{\frac{2}{3}}+5.045}$	81.3
1/70	$r=\frac{1580}{t^{\frac{2}{3}}+4.972}$	77.8
1/50	$r=\frac{1509}{t^{\frac{2}{3}}+4.932}$	74.5
1/30	$r=\frac{1400}{t^{\frac{2}{3}}+4.847}$	69.4
1/20	$r=\frac{1313}{t^{\frac{2}{3}}+4.778}$	65.3
1/10	$r=\frac{1162}{t^{\frac{2}{3}}+4.659}$	58.1
1/5	$r=\frac{1005}{t^{\frac{2}{3}}+4.559}$	50.5
1/3	$r=\frac{883}{t^{\frac{2}{3}}+4.554}$	44.4
1/2	$r=\frac{773}{t^{\frac{2}{3}}+4.552}$	38.9

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

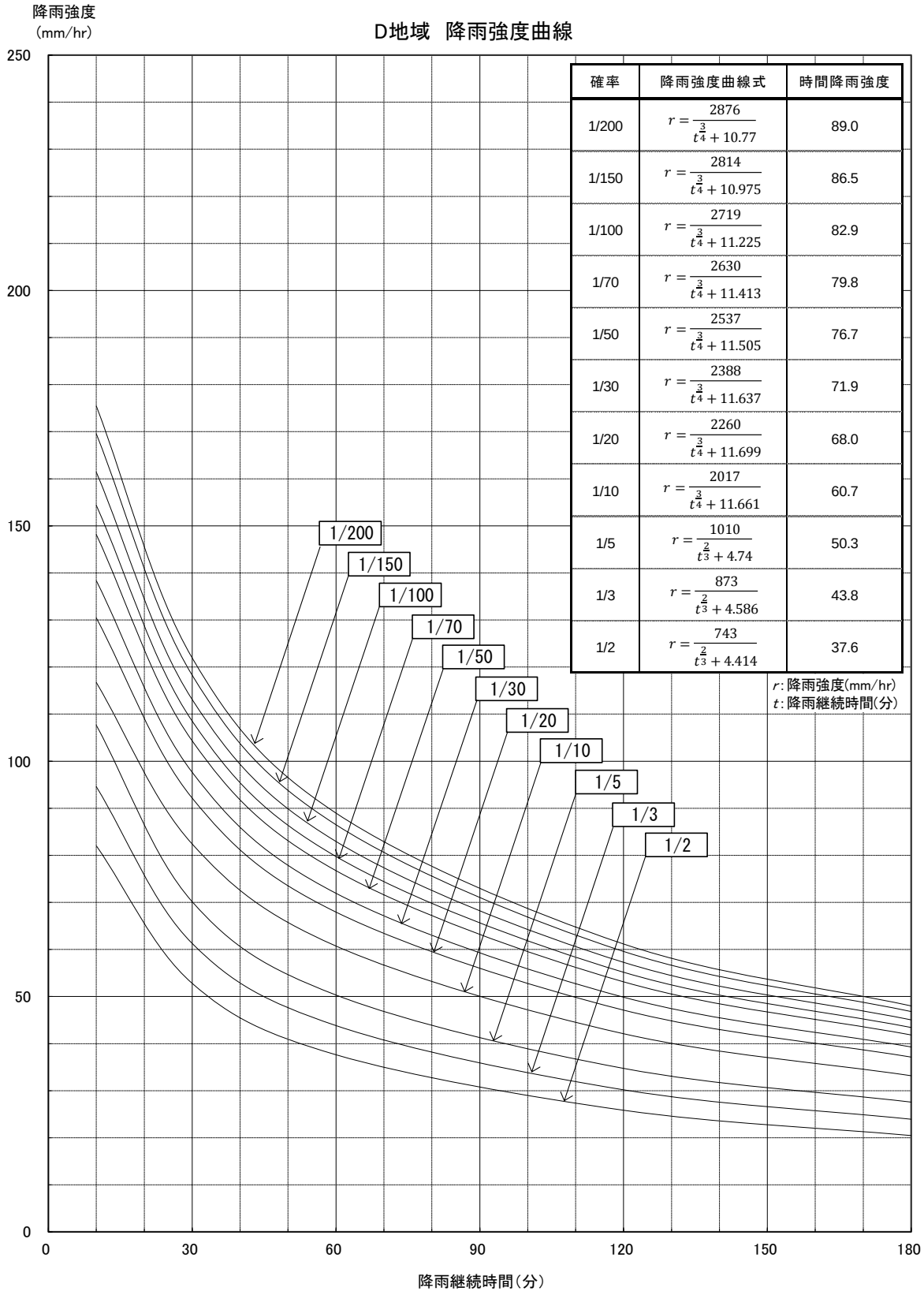
図－３　Ｂ地域 降雨強度曲線式【代表観測所：防府】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{4013}{t^{\frac{3}{4}}+10.959}$	123.4
1/150	$r=\frac{3853}{t^{\frac{3}{4}}+11.129}$	117.9
1/100	$r=\frac{3629}{t^{\frac{3}{4}}+11.374}$	110.2
1/70	$r=\frac{3434}{t^{\frac{3}{4}}+11.547}$	103.7
1/50	$r=\frac{3252}{t^{\frac{3}{4}}+11.71}$	97.8
1/30	$r=\frac{2980}{t^{\frac{3}{4}}+11.92}$	89.0
1/20	$r=\frac{2768}{t^{\frac{3}{4}}+12.13}$	82.2
1/10	$r=\frac{2408}{t^{\frac{3}{4}}+12.375}$	71.0
1/5	$r=\frac{2048}{t^{\frac{3}{4}}+12.58}$	60.0
1/3	$r=\frac{1772}{t^{\frac{3}{4}}+12.742}$	51.7
1/2	$r=\frac{889}{t^{\frac{2}{3}}+5.549}$	42.6

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

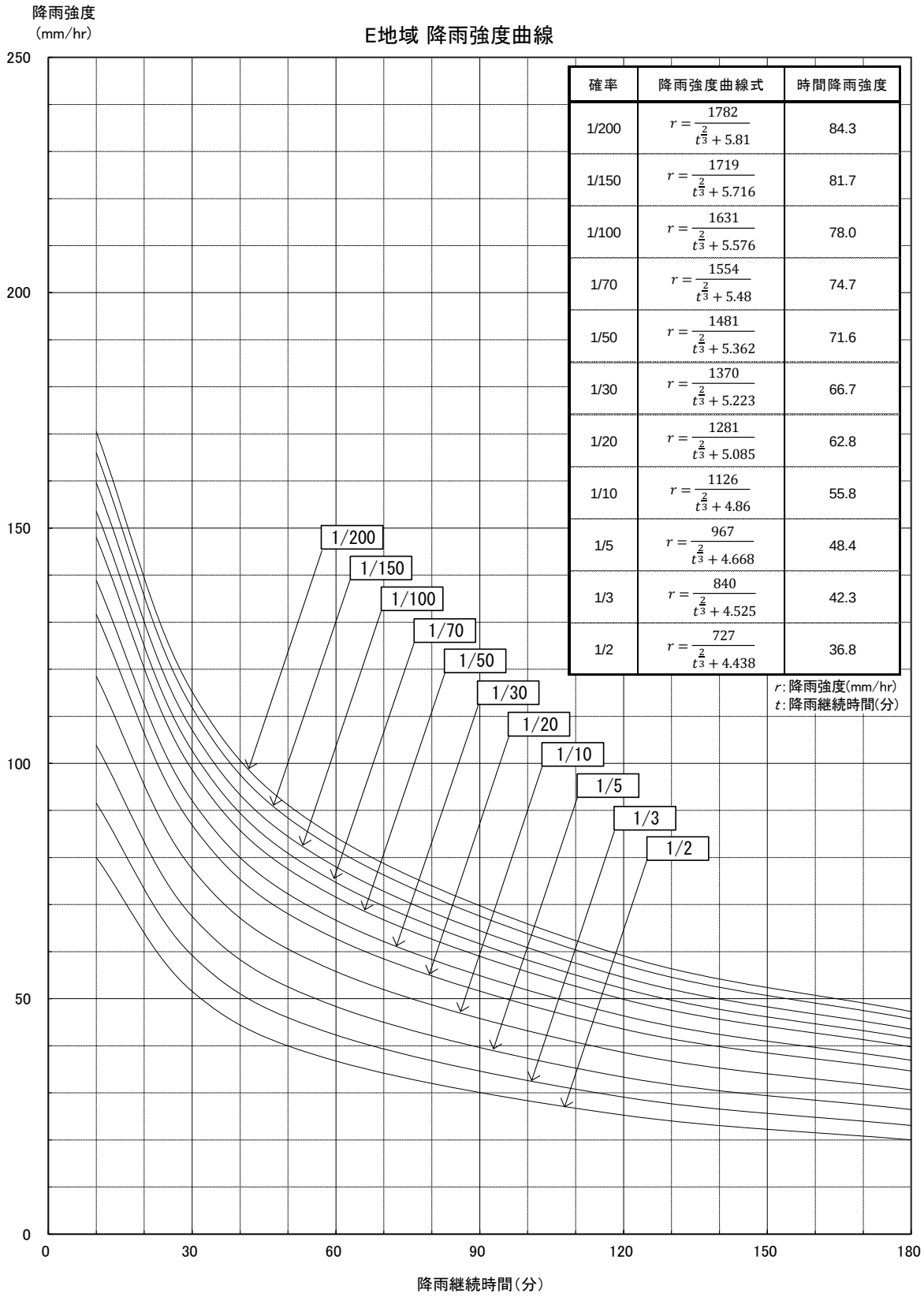
図－４　C地域 降雨強度曲線【代表観測所：山口】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{2876}{t^{\frac{3}{4}}+10.77}$	89.0
1/150	$r=\frac{2814}{t^{\frac{3}{4}}+10.975}$	86.5
1/100	$r=\frac{2719}{t^{\frac{3}{4}}+11.225}$	82.9
1/70	$r=\frac{2630}{t^{\frac{3}{4}}+11.413}$	79.8
1/50	$r=\frac{2537}{t^{\frac{3}{4}}+11.505}$	76.7
1/30	$r=\frac{2388}{t^{\frac{3}{4}}+11.637}$	71.9
1/20	$r=\frac{2260}{t^{\frac{3}{4}}+11.699}$	68.0
1/10	$r=\frac{2017}{t^{\frac{3}{4}}+11.661}$	60.7
1/5	$r=\frac{1010}{t^{\frac{2}{3}}+4.74}$	50.3
1/3	$r=\frac{873}{t^{\frac{2}{3}}+4.586}$	43.8
1/2	$r=\frac{743}{t^{\frac{2}{3}}+4.414}$	37.6

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

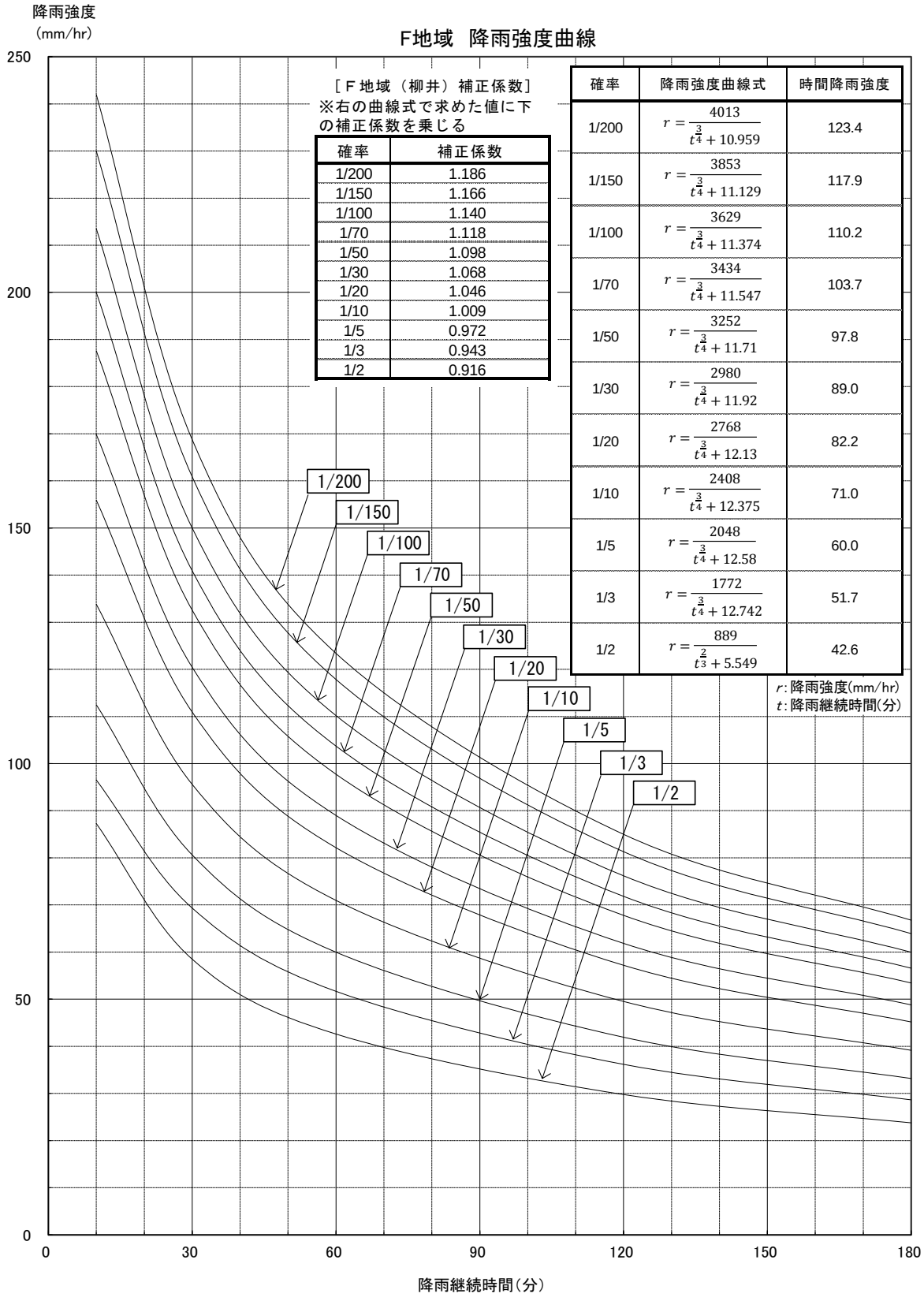
図－５　Ｄ地域 降雨強度曲線【代表観測所：萩】



確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{1782}{t^{\frac{2}{3}}+5.81}$	84.3
1/150	$r=\frac{1719}{t^{\frac{2}{3}}+5.716}$	81.7
1/100	$r=\frac{1631}{t^{\frac{2}{3}}+5.576}$	78.0
1/70	$r=\frac{1554}{t^{\frac{2}{3}}+5.48}$	74.7
1/50	$r=\frac{1481}{t^{\frac{2}{3}}+5.362}$	71.6
1/30	$r=\frac{1370}{t^{\frac{2}{3}}+5.223}$	66.7
1/20	$r=\frac{1281}{t^{\frac{2}{3}}+5.085}$	62.8
1/10	$r=\frac{1126}{t^{\frac{2}{3}}+4.86}$	55.8
1/5	$r=\frac{967}{t^{\frac{2}{3}}+4.668}$	48.4
1/3	$r=\frac{840}{t^{\frac{2}{3}}+4.525}$	42.3
1/2	$r=\frac{727}{t^{\frac{2}{3}}+4.438}$	36.8

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

図－６　Ｅ地域 降雨強度曲線【代表観測所：下関】



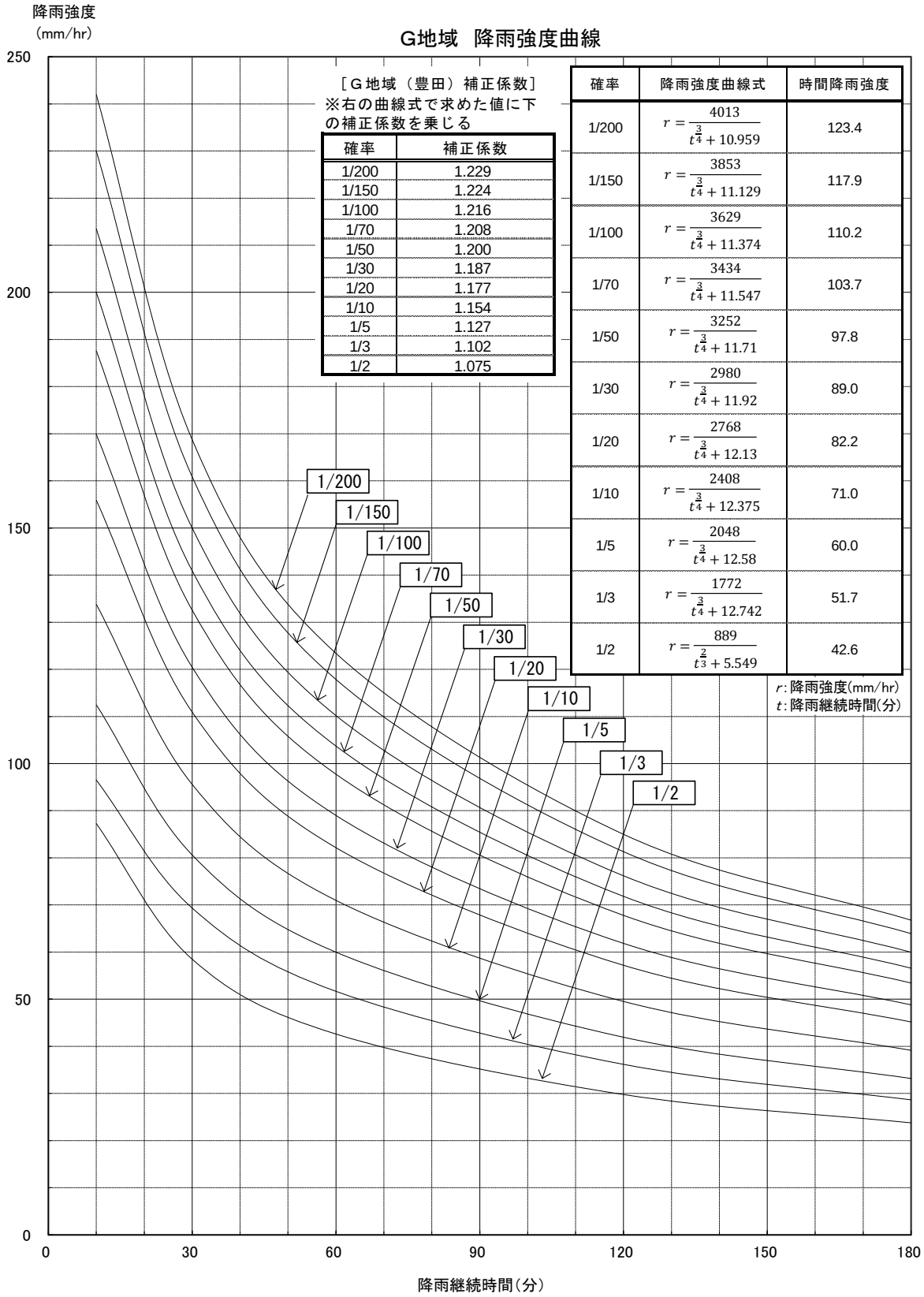
［Ｆ地域（柳井）補正係数］
※右の曲線式で求めた値に下の補正係数を乗じる

確率	補正係数
1/200	1.186
1/150	1.166
1/100	1.140
1/70	1.118
1/50	1.098
1/30	1.068
1/20	1.046
1/10	1.009
1/5	0.972
1/3	0.943
1/2	0.916

確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{4013}{t^{\frac{3}{4}}+10.959}$	123.4
1/150	$r=\frac{3853}{t^{\frac{3}{4}}+11.129}$	117.9
1/100	$r=\frac{3629}{t^{\frac{3}{4}}+11.374}$	110.2
1/70	$r=\frac{3434}{t^{\frac{3}{4}}+11.547}$	103.7
1/50	$r=\frac{3252}{t^{\frac{3}{4}}+11.71}$	97.8
1/30	$r=\frac{2980}{t^{\frac{3}{4}}+11.92}$	89.0
1/20	$r=\frac{2768}{t^{\frac{3}{4}}+12.13}$	82.2
1/10	$r=\frac{2408}{t^{\frac{3}{4}}+12.375}$	71.0
1/5	$r=\frac{2048}{t^{\frac{3}{4}}+12.58}$	60.0
1/3	$r=\frac{1772}{t^{\frac{3}{4}}+12.742}$	51.7
1/2	$r=\frac{889}{t^{\frac{2}{3}}+5.549}$	42.6

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

図－７　Ｆ地域 降雨強度曲線【代表観測所：山口】



［G地域（豊田）補正係数］
※右の曲線式で求めた値に下の補正係数を乗じる

確率	補正係数
1/200	1.229
1/150	1.224
1/100	1.216
1/70	1.208
1/50	1.200
1/30	1.187
1/20	1.177
1/10	1.154
1/5	1.127
1/3	1.102
1/2	1.075

確率	降雨強度曲線式	時間降雨強度
1/200	$r=\frac{4013}{t^{\frac{3}{4}}+10.959}$	123.4
1/150	$r=\frac{3853}{t^{\frac{3}{4}}+11.129}$	117.9
1/100	$r=\frac{3629}{t^{\frac{3}{4}}+11.374}$	110.2
1/70	$r=\frac{3434}{t^{\frac{3}{4}}+11.547}$	103.7
1/50	$r=\frac{3252}{t^{\frac{3}{4}}+11.71}$	97.8
1/30	$r=\frac{2980}{t^{\frac{3}{4}}+11.92}$	89.0
1/20	$r=\frac{2768}{t^{\frac{3}{4}}+12.13}$	82.2
1/10	$r=\frac{2408}{t^{\frac{3}{4}}+12.375}$	71.0
1/5	$r=\frac{2048}{t^{\frac{3}{4}}+12.58}$	60.0
1/3	$r=\frac{1772}{t^{\frac{3}{4}}+12.742}$	51.7
1/2	$r=\frac{889}{t^{\frac{2}{3}}+5.549}$	42.6

r:降雨強度(mm/hr)
t:降雨継続時間(分)

図－８　G地域 降雨強度曲線【代表観測所：山口】

河道の粗度係数

区分		渓床の状況	粗度係数	
			範囲	平均
自然流路	大流路	粘土、砂質床	0.018～0.035	
		礫河床	0.025～0.040	
	山地流路	砂利、玉石	0.030～0.050	
		玉石、大玉石まじり	0.040～0.070	
	山岳地渓流	流水土砂で損耗された凹凸の甚だしい母岩の露出渓床		0.05
		河床が割合整備された状況の渓床		0.06
		径0.3～0.5mの石礫が点在		0.07
		径0.5m以上の石礫が点在		0.08
人工水路等		コンクリート管		0.013
		コンクリート人工水路	0.014～0.020	
		両岸石張小水路（泥土床）		0.025
		コルゲートパイプ（１形）		0.024
		コルゲートパイプ（２形）		0.033
		コルゲートパイプ（ペービングあり）		0.012

排水施設の粗度係数

排水施設の形式	排水施設の状況	粗度係数	
		範囲	標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートパイプ（１形）		0.024
	コルゲートパイプ（２形）		0.033
	コルゲートパイプ（ペービングあり）		0.012
	塩化ビニル管		0.010
	コンクリート２次製品		0.013
ライニングした水路	鋼、塗装なし、平滑	0.011～0.014	0.012
	モルタル	0.011～0.015	0.013
	木、かんな仕上げ	0.012～0.018	0.015
	コンクリート、コテ仕上げ	0.011～0.015	0.015
	コンクリート、底面砂利	0.015～0.020	0.017
	石積み、モルタル目地	0.017～0.030	0.025
	空石積み	0.023～0.035	0.032
	アスファルト、平滑	0.013	0.013
ライニングなし水路	土、直線、等断面水路	0.016～0.025	0.022
	土、直線水路、雑草あり	0.022～0.033	0.027
	砂利、直線水路	0.022～0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025～0.040	0.035

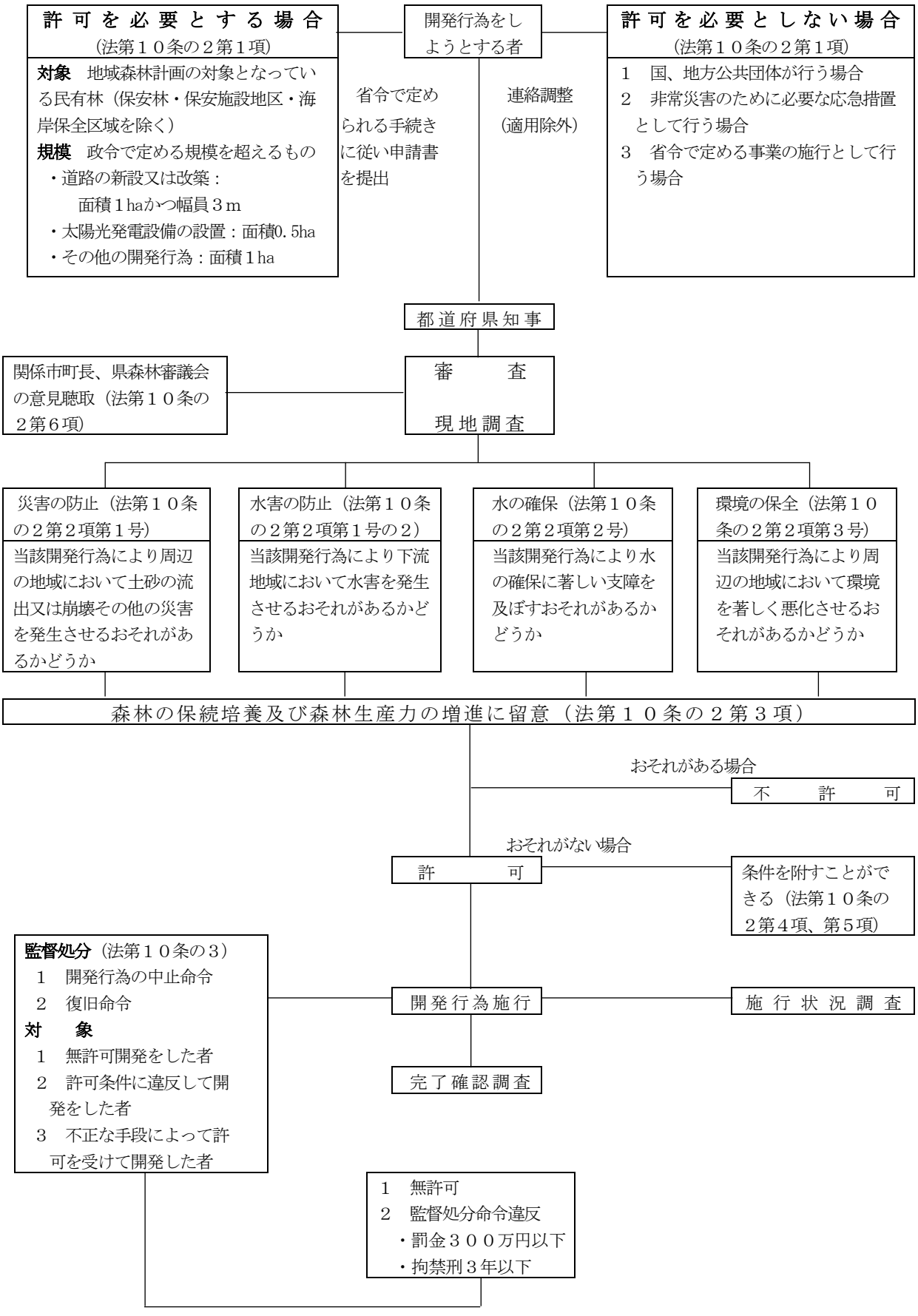
※　令和４年度版林道必携（技術編）

林地開発許可に係る各種書類作成一覧表

名　　称	区　　分			部数計
	県	農林(水産)事務所	市町	
林地開発許可申請書	○	○	○	3
林地開発許可事項変更許可申請書	○	○	○	3
林地開発許可事項変更届	○	○	○	3
工事着手・完了・工区工事完了届	○	○	○	3
工事中止・廃止・再開届	○	○	○	3
災害発生届	○	○	○	3
工事施行状況報告書	○	○		2
地位承継届	○	○	○	3

注）市町は写し

林地開発許可制度の体系



林地開発許可制度に関する相談先・担当窓口

問い合わせ先	管内市町	所在地等
岩国農林水産事務所森林部 （兼：柳井農林水産事務所森林部） 森林保全課　環境班	岩国市、和木町 柳井市、周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町	岩国市三笠町一丁目１－１ TEL：0827-29-1567
周南農林水産事務所森林部 森林保全課　環境班	下松市、光市、周南市	周南市毛利町二丁目３８ TEL：0834-33-6463
山口農林水産事務所森林部 森林保全課　環境班	山口市、防府市	山口市神田町６－１０ TEL：083-922-6700
美祢農林水産事務所森林部 森林保全課　環境班	宇部市、美祢市、 山陽小野田市	美祢市大嶺町東分 ３４４９－５ TEL：0837-52-1071
下関農林事務所森林部 （兼：長門農林水産事務所森林部） 森林保全課　環境班	下関市 長門市	下関市豊田町殿敷 １８９２ TEL：083-766-1182
萩農林水産事務所森林部 森林保全課　環境班	（萩市、阿武町）	萩市江向河添沖田 ５３１－１ TEL：0838-22-3366
萩市役所 農林水産部 林政課	萩市	萩市江向５１０ TEL：0838-25-4194
阿武町役場 農林水産課　農林水産係	阿武町	阿武町奈古２６３６ TEL：08388-2-3114
農林水産部 森林整備課　林地保全班	全域	山口市滝町１－１ TEL：083-933-3480

(注意事項)

※　柳井農林水産事務所森林部の事務は、岩国農林水産事務所で、長門農林水産事務所森林部の事務は、下関農林事務所で行っています。

※　萩市・阿武町においては、林地開発許可に関する事務が権限移譲されているため、各市町林務担当課に問い合わせてください。